

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月29日
【事業年度】	第14期（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
【会社名】	株式会社Birdman
【英訳名】	Birdman Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉川 元宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区松濤1丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	取締役 國松 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区松濤1丁目5番3号
【電話番号】	03-6865-1322
【事務連絡者氏名】	取締役 國松 晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (千円)	-	4,484,483	2,085,456	319,062	294,383
経常利益又は経常損失 () (千円)	-	42,997	2,021,554	684,530	1,552,670
親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	-	7,863	3,028,783	715,849	1,525,543
包括利益 (千円)	-	4,216	3,027,612	711,990	1,523,636
純資産額 (千円)	-	512,554	1,446,953	255,036	728,441
総資産額 (千円)	-	2,912,285	375,940	1,886,964	1,810,699
1株当たり純資産額 (円)	-	99.69	226.27	10.81	21.38
1株当たり当期純損失 () (円)	-	1.53	576.48	69.81	56.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	17.5	392.6	11.7	39.8
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	157,299	2,122,786	296,053	1,806,988
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	35,737	51,404	18,503	1,254,976
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	612,938	990,369	1,889,904	1,703,956
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	1,196,856	115,844	1,728,198	370,190
従業員数 (名)	-	52	34	11	26

- (注) 1. 当社は、2021年1月1日付で当社の連結子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第10期は連結財務諸表を作成しておりません。そのため、第10期に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第11期から第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第11期から第14期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第11期から第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月	2026年 6 月
売上高 (千円)	3,367,985	3,058,502	2,085,456	319,062	294,383
経常利益又は経常損失 () (千円)	229,836	48,538	2,065,467	643,487	1,552,601
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	187,081	1,313	3,042,651	715,869	1,525,500
持分法を適用した場合の 投資損失 () (千円)	2,393	-	-	-	-
資本金 (千円)	392,951	397,905	918,654	2,125,422	3,137,283
発行済株式総数 (株)	2,552,200	5,119,300	6,522,300	20,427,500	33,720,200
純資産額 (千円)	526,715	530,175	1,444,371	258,556	730,097
総資産額 (千円)	1,842,909	2,920,958	588,763	2,100,667	1,812,319
1株当たり純資産額 (円)	101.24	103.13	225.88	10.98	21.43
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	36.69	0.25	579.12	69.81	56.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	36.60	0.25	-	-	-
自己資本比率 (%)	28.0	18.1	250.2	10.7	39.9
自己資本利益率 (%)	44.5	0.3	-	-	-
株価収益率 (倍)	31.63	4,946.97	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	70,071	-	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	36,680	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	176,200	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	705,479	-	-	-	-
従業員数 (名)	79	52	34	11	26
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	154.4 (98.6)	169.1 (123.9)	137.1 (155.6)	41.5 (162.0)	8.5 (232.1)
最高株価 (円)	2,739	1,914 (4,050)	1,412	1,082	345
最低株価 (円)	1,077	1,078 (1,880)	695	158	61

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 第12期から第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第12期から第14期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

- 4 . 第12期から第14期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 . 第11期から第14期は連結財務諸表を作成しているため、第11期から第14期の持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 6 . 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 7 . 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 8 . 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
- 9 . 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

年月	概要
2012年7月	イベントプロモーション運用サービスを軸としたセールスプロモーションサービス（以下、「SPサービス」という）の提供を目的として、東京都中央区日本橋に株式会社エードットを設立（資本金3,000千円）
2015年1月	本社を東京都渋谷区南平台町1番9号に移転
2015年12月	本社を東京都渋谷区桜丘町24番4号に移転
2015年12月	サービス・商品の広報活動の支援を目的として、パブリック・リレーションズサービス（以下、「PRサービス」という）を開始
2016年4月	スポーツをテーマとした『アスラボ』サービスを提供する完全子会社である株式会社アスラボ（旧：株式会社エードット・マネジメント）を設立
2016年8月	クリエイティブサービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社カラスを設立
2016年12月	バズ（情報の話題拡散）サービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社噂を設立
2017年6月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号に移転
2017年7月	SPサービスの一部である「イベントプロモーション運用サービス」を事業譲渡
2017年9月	完全子会社である株式会社UMIU（2016年12月設立）を株式会社エードット・アジアに商号変更し、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスの提供を開始
2018年4月	採用活動や人材育成に関するコンサルティングサービスを目的として、完全子会社である株式会社Sparkを設立
2018年7月	コンサルティングサービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社ARUYOを設立
2018年10月	日本と中国間におけるインバウンド・アウトバウンドに関わるコンサルティング事業を行う、合併会社である北京伊藤商貿有限公司（現持分法適用関連会社）を設立し、連結子会社化
2019年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年5月	完全子会社である株式会社アスラボを株式譲渡
2019年6月	完全子会社である株式会社ARUYOを解散
2019年7月	本社を東京都渋谷区松濤一丁目5番3号に移転
2019年7月	完全子会社である株式会社エードット・アジアを株式会社円卓に商号変更
2019年10月	ブランディングサービスの提供を目的として、完全子会社である株式会社arcaを設立
2019年11月	クリエイティブサービスの提供を目的として、株式会社BIRDMANの株式を取得し、連結子会社化
2019年11月	完全子会社である株式会社ARUYOが清算結了
2019年12月	北京伊藤商貿有限公司が、第三者割当増資により、連結子会社から持分法適用関連会社へ移行
2020年12月	完全子会社化を目的として、株式会社BIRDMANの株式を追加取得
2021年1月	完全子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社Spark、株式会社arca及び株式会社BIRDMANを吸収合併
2021年2月	株式会社Birdmanに商号変更
2021年9月	事業領域を広告・プロモーションからエンターテインメント市場まで拡張させることを目的として、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業（以下、「EX事業」という。）を新設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年7月	EX事業の強化を目的として、完全子会社である株式会社Entertainment Nextを設立
2024年4月	完全子会社である株式会社Entertainment Nextを株式会社LIVE-adに商号変更
2025年10月	事業ポートフォリオの多角化及び安定的な収益源の確保を目的として、再生可能エネルギー事業に進出
2026年6月	日本国内におけるAI特化型高性能データセンターの開発及び運営を主導する、合併会社であるAI Data Partners株式会社を共同出資により設立

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「夢を応援する社会をつくる」ということをミッションに掲げ、当社（株式会社Birdman）、連結子会社1社、持分法適用関連会社1社及びその他の関係会社1社により構成されております。

主たる業務として、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供する当社グループの主力事業であるMS事業及びエンターテインメント業界をアップデートするべく、当社グループが培ってきたクリエイティブやデジタル・テクノロジーに関する知見を活用し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら、新たなエンタメの形を創出するEX事業を行っております。また、世界的に進む脱炭素社会の実現に貢献するとともに、当社グループの収益基盤を長期にわたり安定させることを目的として、系統用蓄電池設備の取得・保有・運用を通じ、卸電力市場・需給調整市場・容量市場等における電力取引により収益を獲得するほか、当該設備を第三者に転売することによる収益の獲得も行う再生可能エネルギー事業に新たに進出しております。

「ブランド」は、差別化要因としてユーザーの意識の中に構築されるポジティブイメージであり、情報や視覚、接触、体験等を通じて蓄積される無形の資産であります。当社グループはそうした無形の資産であるブランドを顧客企業そのものや商品・サービスに関して構築するため、様々なサービスを内製化し、種々のソリューションサービスを提供しております。

また、当社グループは、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、元請から下請に至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供することが可能となっております。さらに、各サービスの内製化により迅速な対応及び顧客へのコストメリットの創出が可能であります。そのほか、アジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングを行う「クロスボーダー・ブランディングサービス」があります。

当社グループの事業内容と当社、連結子会社及び持分法適用関連会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、MS事業、EX事業及び再生可能エネルギー事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より、報告セグメントの名称及び区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

会社名	主な役割	分類
株式会社Birdman	[MS事業] ・実行まで見据えたデジタルコアな戦略立案や事業企画 ・広告キャンペーン及び戦略的PRの企画遂行 ・社会課題解決を目的としたコミュニケーション ・メタバース型バーチャルプラットフォームサービスの提供 ・SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の提供 [EX事業] ・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信 ・ライバー及び次世代クリエイターの育成・マネジメントを行うクリエイターマネジメント事務所「Birdman Enterprise（バードマンエンタープライズ）」の運営 [再生可能エネルギー事業] ・系統用蓄電池設備の取得・保有及び卸電力市場・需給調整市場・容量市場等における電力取引 ・特別高圧蓄電池プラント事業における開発事業者の選定・紹介及び蓄電池システムの部材調達・確保等の代理店業務 ・系統用蓄電池設備の第三者への転売	当社
株式会社LIVE-ad	[EX事業] ・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信	連結子会社

会社名	主な役割	分類
北京伊藤商貿有限公司	[MS事業] ・中国進出を目指す日本企業、日本進出を目指す中国企業に向けたクロス ボーダー・コンサルティングサービスの提供	持分法適用関連 会社

主要サービスの具体的な内容は、次のとおりであります。

(1) SPサービス

SPサービスは、商品やサービスの売上の拡大を目的とした一般消費者の認知度・購買意欲の向上等、顧客企業が抱える課題解決のための各種ソリューションを提供しております。具体的には、プレゼントキャンペーンや他商品とのタイアップ施策等の店頭プロモーションの企画・制作、試供品等の配布により需要を喚起するサンプリング、ソーシャル・ネットワーキング・サービス・デジタルコンテンツ等と連動したキャンペーンやイベントの企画・運営、テレビCMの制作及びそれに伴うタレント等のキャスティングの企画・交渉・手配等、顧客企業のニーズに合わせ様々なソリューションを提供しております。

(2) PRサービス

PRサービスでは、顧客企業の商品・サービスがメディアに記事・ニュースとして取り上げられ消費者の注目を集めるよう、商品やサービスのPR戦略の企画立案から携わり、メディアプロモート、PRイベントの実施・運営等を行っております。従前、消費者はテレビCMから多くの情報を得ておりましたが、現在はスマートフォンの普及等によりテレビCM以外のインターネット等のメディアから得る情報量が大幅に増加しております。そのため当社のPRサービスでは、顧客企業の商品・サービスの認知度や消費者の購買意欲を向上させるために、テレビCMだけに偏ることなく、新聞、Webサイト、雑誌、ラジオ等様々な媒体へアプローチする提案を行っております。

(3) クリエイティブサービス

当社のクリエイティブサービスは、顧客企業のブランドイメージや商品・サービスの強みをキャッチコピーやロゴ・マーク等により具現化することで、消費者に選ばれるブランドづくりを支援しております。具体的にはマーケティング・ブランディング戦略の策定から、C I (1)、V I (2)の立案、ホームページ等Webサイトの企画・制作、コピーライティング、ポスター・グラフィックの企画・制作等を行い、企業や商品・サービスのイメージを視覚的に印象付けることを行っております。

(1) C I とはコーポレート・アイデンティティの略で、企業が自社の理念や特性をロゴやキャッチコピー等により明確にすることで、企業内外に統一したイメージをつくり、企業の存在価値を高める企業戦略のことです。

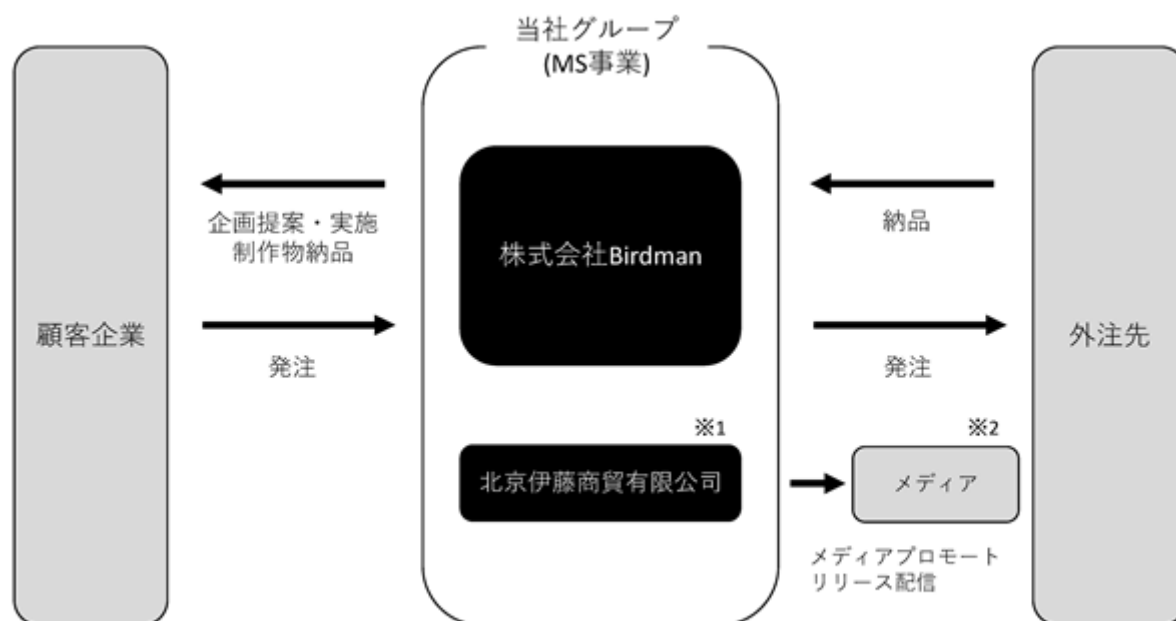
(2) V I とはビジュアル・アイデンティティの略で、マークやロゴをはじめ、名刺、封筒、Webサイト等により企業理念・ビジョン、商品の価値等を可視化し社会に伝える企業戦略であり、C I を構成する要素の1つであります。

(4) 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、用地に関する権利、系統連系（接続）に係る権利・ID、及び事業実施に必要な許認可の取得・保有等を行う開発パートナーとの提携を通じて、電力接続権及び事業用地等を取得し、蓄電池設備を導入した上で、卸電力市場・需給調整市場・容量市場といった複数の電力市場を活用した売電を行っております。

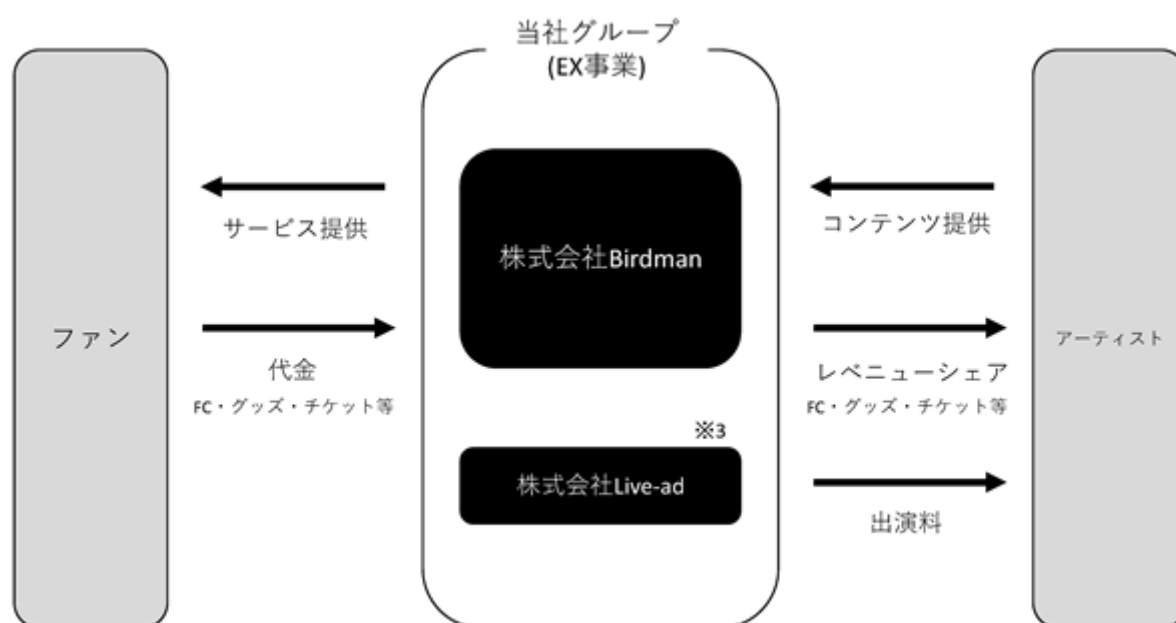
また、取得した系統用蓄電池設備の第三者への転売も行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※1 持分法適用関連会社

※2 テレビ・雑誌・新聞・Webサイト・ラジオ等の媒体



※3 連結子会社

図1-1は、株式会社Birdmanの事業モデルの概要を示すフローチャートである。図の中心には「株式会社Birdman」があり、その下に「開発パートナー等との提携スキームによる開発」「保有・運用フロー」「転売フロー」の3つの主要な事業フローが示されている。左側には「土地・権利保有者（売主）」がおり、右側には「電力市場」と「転売先」が示されている。下部には「資金調達パートナー」が示されている。

株式会社Birdman
 [用地・系統連系権 (OJ) の仕入、系統連系権の取得・保有・運用]

開発パートナー等との提携スキームによる開発
 読売新聞株式会社とのアドバイザー契約 (代建込策買/用地・電力系統権 (OJ) の取得支援、策立・許認可対応等)

保有・運用フロー
 系統用蓄電池設備として保有し、自ら運用 (放電・充電による収益化)
 運用許諾先例: 40100電力 (アグリケーション事業)

転売フロー
 土地・系統連系権 (OJ) または発電設備を他の事業者へ譲渡

土地・権利保有者（売主）
 株式会社オークメント/園田建設株式会社/
 株式会社エコ基/株式会社人間電力/
 株式会社メイプルズ/
 株式会社クラウドコーポレーション/
 Relux Japan株式会社 (地位承継) 等

電力市場
 卸電力市場、異価調整市場、
 移量市場

転売先
 他の発電事業者、JPP
 投資家 等

資金調達パートナー
 株式会社グローバルクラウドエステート
 (CAMEL2号/CAMEL3号) / 金融機関

図中の矢印とラベルは以下の通りである:

- 土地・権利保有者（売主）から株式会社Birdmanへ: 用地・電力系統権 (OJ) 等の取得・開発協力
- 株式会社Birdmanから電力市場へ: 売電収入 (保有・運用時)
- 株式会社Birdmanから転売先へ: 転売収入 (譲渡・完成後移轉)
- 資金調達パートナーから株式会社Birdmanへ: 資金調達 (保証金・借入金 等)

9/122

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社LIVE-ad	東京都渋谷区	10,000千円	EX事業	100.0	-
(持分法適用関連会社) 北京伊藤商貿有限公司	中国北京市	599万元	MS事業	25.1	-
(その他の関係会社) KANDB INVESTMENT L.L.C (注)4.	アラブ首長国連邦ドバイ	300千AED	投資事業	被所有 23.7	-

(注)1. 連結子会社及び持分法適用関連会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 2025年8月13日付で株式会社ネクスタは当社株式の売出しにより、当社のその他の関係会社ではなくなりました。

4. 2026年3月31日付でKANDB INVESTMENT L.L.Cは第三者割当増資の引受けにより、当社のその他の関係会社となっております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

（経営方針）

当社グループは、「日本を代表するプロデュースカンパニー」となることを目標に掲げ、MS事業、EX事業及び再生可能エネルギー事業を展開しております。

MS事業では、顧客の企業ブランド及び商品・サービスのブランド価値の向上を目的として、ワンストップでソリューションを提供しております。既成概念にとらわれないクリエイティブ及びビジネスソリューションに加え、それらを実現するテクノロジーを活用し、顧客の課題解決及び事業価値の向上に貢献してまいります。

EX事業では、エンターテインメント業界のさらなる発展と変革を目指し、アーティストのマネジメント及びプロデュース、マーチャンダイジング、コンサート・イベントの企画・制作・運営、ファンクラブ運営並びにデジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信等を推進しております。当社グループが有するクリエイティブ及びデジタル・テクノロジーを活用し、新たなエンターテインメントの価値を創出することで、ファンをはじめとするステークホルダーに貢献してまいります。

再生可能エネルギー事業では、世界的に進む脱炭素社会の実現に貢献するとともに、当社グループの新たな収益基盤の構築を目指し、系統用蓄電池を中心とした事業を展開しております。再生可能エネルギーの普及拡大に伴う電力需給の変動や電力系統の安定化等の課題に対応するため、系統用蓄電池設備の取得・保有及び運用を進め、卸電力市場、需給調整市場及び容量市場等の複数の電力市場を活用した収益機会の創出を図っております。

また、蓄電池設備を自社で保有・運用する事業モデルに加え、事業用地、電力接続に係る権利及び完成設備等を他の事業者へ譲渡する事業モデルを組み合わせることで、事業機会の拡大及び収益源の多様化を図っております。今後は、特別高圧蓄電池プラント事業への参画等を通じて事業領域を拡大するとともに、再生可能エネルギー事業を当社グループの新たな収益の柱として確立してまいります。

（経営戦略等）

当社グループは、MS事業、EX事業及び再生可能エネルギー事業の3事業体制となっており、事業ごとに利益管理を行っております。一方、個々のプロジェクトは単発のものも多く、年度ごとの業績は比較的大きく変動する可能性があります。事業ごとに収益構造や利益率は異なりますが、各事業の特性を踏まえ、以下の方針に基づき事業の成長及び収益力の向上を図ってまいります。

MS事業では、既存のマーケティング支援領域に加え、DX、Web3等のデジタルマーケティング支援領域を拡張してまいります。また、アーティストやイベントとの連携によるタイアップ企画等、当社グループのクリエイティブ及びエンターテインメントに関する知見を活用した提案力を強化し、新たな顧客の獲得及び取引の拡大を図ってまいります。

EX事業では、ライブ、グッズ販売、ファンクラブ等の既存収益の拡大及び収益性の向上に努めてまいります。また、デジタルマーケティングに関する知見を活用し、当社グループと契約するアーティストのファン層の拡大を図るとともに、国内外から新たなアーティストを獲得してまいります。さらに、他のエンターテインメント企業とのアライアンスを推進し、新たな事業機会の創出を図ってまいります。

再生可能エネルギー事業では、系統用蓄電池の保有・運用による電力市場での収益機会の確保と、事業用地や電力接続に係る権利等の開発・譲渡による収益機会の創出を組み合わせ、事業規模の拡大と収益源の多様化を図ってまいります。また、特別高圧蓄電池プラント事業への参画を進め、蓄電池事業における事業領域及び案件パイプラインの拡大を図るとともに、金融機関等からの借換えを含む資金調達手段の多様化を進め、安定的な事業運営基盤の構築を目指してまいります。

MS事業及びEX事業については、両事業のクリエイティブ、デジタルマーケティング及びエンターテインメントに関する知見を相互に活用することで事業間のシナジーを創出し、グループ全体の収益力及び企業価値の向上を図ってまいります。また、再生可能エネルギー事業については、既存事業とは異なる収益機会を確保することで事業ポートフォリオの多様化を図り、当社グループ全体の持続的な成長につなげてまいります。

(経営環境)

当社グループを取り巻く経営環境は、IT等を中心とした技術革新やスマートフォン及び動画メディアの普及等により、広告・マーケティング及びエンターテインメントの各市場において大きく変化しております。

広告・マーケティング市場においては、デジタル化の進展に伴い、インターネット広告を中心に広告手法の多様化が進んでおります。2025年の日本の総広告費は8兆623億円となり、4年連続で過去最高を更新いたしました。そのうちインターネット広告費は4兆459億円となり、前年比110.8%と引き続き成長しております。なお、マスコミ4媒体(テレビ・新聞・雑誌・ラジオ)の広告費については、2兆2,980億円とほぼ横ばいとなりました(出所:株式会社電通「2025年 日本の広告費」)。

こうした市場環境の変化に加え、5Gの普及等による通信環境の高度化や顧客ニーズの多様化が進む中、企業や商品・サービスが消費者から選ばれるためには、従来の広告媒体や手法にとらわれず、デジタル技術やクリエイティブを活用したマーケティング活動を通じて、ブランド価値を高めていくことが重要となっております。

エンターテインメント市場においては、コロナ禍による行動制限の緩和・解除以降、ライブ・イベント市場が回復し、拡大傾向にあります。2025年のライブ市場規模は6,443億円となり、前年比105.3%と増加し、過去最大となりました。また、2025年の動員数は5,993万人となり、前年比101.0%と増加し、過去最高となりました(出所:一般社団法人コンサートプロモーターズ協会「2025年の調査結果について」)。

このような環境の中、エンターテインメントの提供形態やファンとの接点が多様化しており、アーティストのマネジメント及びプロデュース、ライブ・イベント、ファンクラブ、マーチャンダイジング、デジタルコンテンツ等を組み合わせた総合的なプロデュース力が、より重要になっております。

(優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

当社グループは、前々連結会計年度(2024年6月期)において債務超過となったため、2024年9月26日付で公表いたしました「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画(改善期間入り)について」に記載のとおり、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準における「純資産の額」への適合に向けた計画を提出いたしました。そして、当社グループの収益力では債務超過を解消することが困難な状況であったことから、当該計画に基づき、第三者割当による新株式及び新株予約権を発行し、上場維持基準への適合に向けて取り組んでまいりました。当該新株予約権の行使は、当初は計画に比して難航したものの、その後行使が進み、前連結会計年度末時点において上場維持基準を充たすこととなりました。当連結会計年度においても、第三者割当による新株式及び新株予約権を発行し、新株予約権の行使が進んだ結果、当連結会計年度末における純資産の額は728,441千円となり、引き続き上場維持基準を充たしております。

一方で、前連結会計年度においては売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、今後の資金繰りが不透明である上、手元資金が不足しており、かつ、当該状況を解消するための抜本的な事業計画や資金計画が未作成であり、当社の会計監査人である監査法人アリアに提示できなかったことから、2025年8月26日付で前連結会計年度の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類において、同監査法人より会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、意見不表明の監査報告書を受領いたしました。

これを受け、当社グループは、抜本的な事業計画及び資金計画の策定を進め、当連結会計年度に策定の上、監査法人アリアに提示いたしました。その結果、当連結会計年度の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に係る同監査法人の監査については、監査意見付きの監査報告書を受領しております。

もっとも、当連結会計年度においても、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業及びEX事業における受注活動の遅れにより、売上高は減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況に対して、事業の継続に向けたさらなる対策が必要となっております。また、上場維持基準への適合については、収益力を伴う事業基盤の構築が道半ばであることから、純資産の額が正であることを維持するための対応が引き続き求められております。

(1) 収益力の抜本的改善と財政状態の健全化対策

当社グループでは、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上が続いており、利益剰余金のマイナスが拡大しております。提出日現在、策定した事業計画及び資金計画に基づき収益力の抜本的な改善に取り組んでいるものの、その実現は道半ばであります。財政状態の健全化対策としては、引き続き2025年1月6日付で発行した第8回新株予約権及び2026年3月31日付で発行した第9回新株予約権のそれぞれ未行使分の行使による資金調達を進めてまいります。

(2) 上場維持基準への適合に向けた取り組み

当連結会計年度末時点において、当社グループは、上場維持基準における「純資産の額」に適合しております。2025年1月6日付で発行した第8回新株予約権及び2026年3月31日付で発行した第9回新株予約権については、提出日現在、その一部が未行使で残存していることから、引き続き残存分の行使を実現することで、上場維持基準の維持に向けて対応してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、持続的な成長及び企業価値向上のため、効率性の優れた透明性の高い経営に努め、監査等委員会の監督のもと、法令遵守の徹底、適切な資源配分及び意思決定の迅速化等を図っていくことで、中長期的な企業価値の向上を目指しております。経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正で透明性のある経営システムを構築し、維持していくことが重要であると考えております。

また、急速に変化し続ける経営環境に即応するため、外部環境の変化によるリスク及び機会を把握し、取締役会で対応策について協議しております。社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関する取組についても、今後取締役会で取組内容を共有し、活動の推進を行ってまいります。

(2) 戦略

当社グループは、持続可能な社会への貢献及び自らの発展を実現させるため、人材を優先すべき資本の一つと位置付け、年齢、学歴、性別及び国籍等にとらわれず、各個人の能力に基づく採用を進めております。また、競争力の源泉は現場を支える「人材」にあると考えており、「人材」の「材」は「財」であるとの認識のもと人材育成や多様な人材が活躍できるように、働きやすい環境づくり及び人事制度の構築に継続的に取り組んでおります。具体的な取組として、保育士資格を有する人材を複数名採用し、子育て中の従業員（特に女性）が働きやすい環境の整備を進めております。そのほか当社グループでは以下の施策を講じておりますが、今後さらに多様性の確保に向けた社内環境整備を行ってまいります。

働きやすい環境づくり	人材育成・福利厚生	健康管理・促進
・柔軟な働き方の提供 （テレワークやフレックス制度等） ・男性の育児休業取得の推進 ・有給休暇取得の推進 ・社内通報窓口の設置	・新入社員研修の実施 ・リスクリング等、自分磨きに対する手当の支給 ・コミュニケーション促進を目的としたランチ代に対する手当の支給 ・上記以外の多様な福利厚生	・健康診断の実施

(3) リスク管理

当社グループは、「リスク管理規程」等に基づき、取締役会やその他の社内会議等を通じてリスクの識別・評価・管理を行うためのプロセスを整備し、リスクの未然防止及び損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士及び社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員会監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。そのほか、サステナビリティ関連のリスクも把握し、取締役会において方針の立案及び施策の進捗状況管理を行っていく方針であります。

(4) 指標及び目標

当社グループは、業務の質を高め、会社組織を強くするため、年齢、学歴、性別及び国籍等を区別することなく、従業員が自ら業務の進め方を適宜見直すことを推奨しており、それにより従業員一人ひとりの成長を促すことで、意欲と能力のある従業員が平等に活躍でき、管理職に登用される機会が得られるような働きやすい環境づくり及び人事制度の構築に努めております。また、最大限の能力を発揮できるように意欲と能力のある従業員を育成し、適切な人材を管理職として登用していく方針であります。なお、現時点では人材の多様性の確保を含む人材の育成方針や社内環境の整備方針に関する具体的な指標及び目標の設定には至っておりませんが、今後事業規模の拡大等の状況を踏まえ、設定を検討してまいります。

また、優秀な従業員が安定的に働けるように有給休暇取得率及び男性の育児休業取得率の向上を目指し、働きやすい環境づくりの構築等に努めております。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、有価証券報告書の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 景気の変動

企業の広告宣伝・広報関連予算は企業の景況に応じて調整されやすく、景気動向に影響を受けやすい傾向にあります。当社グループの売上高は、当該予算に依拠する傾向が強いことから、今後景況感が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、短期的な不況に耐えうる財務体質の強化を目指しております。

(2) 災害・事故等に関わるリスク

企業の広告宣伝・広報関連予算は、自然災害、電力その他の社会的インフラの障害、通信・放送の障害、流通の混乱、大規模な事故、伝染病、戦争、テロ、政情不安、社会不安等が発生した場合、その影響を受けやすい傾向にあります。そのため、これらの災害・事故等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、予期せぬ事態や複合的災害、感染症等が発生した場合も、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、情報収集体制を整え、従業員に対するテレワークの導入、原則出張の禁止、従業員の安全と健康を最優先した対応を徹底することにより、リスクの最小化を図っております。

(3) 特定の取引先への依存

当社グループは成長過程にあり、大型案件の受注や取引規模の拡大に至った際等、特定の取引先への依存度が高い状態になる傾向があります。そのため、大型取引先の方針の変更によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、特定の取引先からの受注や失注が業績に大きな影響を及ぼすことのないよう、さらなる新規顧客を獲得する努力をしております。

(4) 大規模コンサートの開催による業績の変動

大規模なコンサートを開催した場合、その期間の売上高が急増します。想定通りに開催できた場合は、売上高が急増しますが、予測が困難なビジネスのため、計画的な投資回収ができなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、コンサートが中止された場合も、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、ファンの皆様に満足いただけるアーティストの出演やコンサートの運営により、影響の軽減に努めております。

(5) 業績の変動要因

当社グループは、顧客ニーズに応じて価格や利益率の異なる複数のサービスを組み合わせて提案しており、受注する案件ごとに提供するサービスや収益性が異なります。そのため、実際の受注案件の内容によっては、当社グループの売上高や売上総利益率が想定した水準から乖離する可能性があります。

また、顧客のニーズによっては、収益性の低いサービスの提供を余儀なくされる場合があります。そうしたケースが多く発生した場合、想定した売上高から十分な売上総利益を確保できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、利益の確保を重視した営業活動を展開しており、目標の売上総利益を確保できるよう案件の組成に努めております。

(6) 広告業界における取引慣行

当社グループでは、一定期間にわたって取引先の営業活動を支援するリテナー取引においては、業務受託時に契約文書を締結しております。一方、スポット業務の受注等においては、業界慣習上、引合いから活動開始に至るまでの時間が極めて短期間で進行する場合があります、契約文書を締結しないまま業務を遂行する案件もあります。そのため、取引先との認識の食い違い等により当社グループの業務に対し取引先との取引が成立しない事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、契約文書を締結しない場合においても、注文書や受注に関するメールログ等の受注記録を必ず保存することにより取引先との間で受注内容の齟齬を生じさせない対応を徹底しております。

(7) 人材の確保

当社グループは、サービス領域の拡大により多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり、顧客からの高い評価を得られております。顧客への迅速な対応と顧客にとってのコストメリットを得られるため、サービス領域を内製化する方針であることから、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。そのため、当社グループが今後も事業を拡大し、成長を続けていくためには、優秀な人材のさらなる確保や定着が重要課題となります。しかしながら、人材マーケットの環境変化等により、優秀な人員の適時確保が困難になった場合や、人材が流出してしまう場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループでは、新卒採用・中途採用を積極的に実施するとともに、社内教育に注力することで、優秀な人材の確保や定着に努めております。

(8) 内部管理体制の構築

当社グループは成長過程にあり、業容拡大や新規事業展開に比して施策が順調に推移しない場合、不祥事や不測の事態の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、業容拡大に伴う従業員の増加や新規事業展開に伴うリスク管理強化のため、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化に努めております。

(9) 知的財産権

当社グループは社歴が浅く、万が一、当社グループが事業推進において第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴訟を提起される可能性があります、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、社内教育の実施や顧問弁護士等による調査・チェックを実施し、第三者の知的財産権を侵害しない体制を構築しております。

(10) 情報管理

当社グループは、事業を推進していく中で、顧客の機密情報や個人情報扱う機会があり、不測の事態によりこれらの情報が流出した場合、社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害に対する賠償金の支払い等により、当社グループの財政状態や業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、情報管理について必要な措置を講じており、その一環として2015年11月にプライバシーマークを取得しております。

(11) 新規事業展開

当社グループは現在までの事業活動を通して培ったノウハウを生かし、さらなる成長を目指して事業コンセプトそのものの検討から行う事業開発事業やアジアを中心としたインバウンド・アウトバウンドに関するブランディングサービスを中心とした海外事業等の関連・周辺事業への積極展開を推進していく予定であります。しかしながら、当該事業を取り巻く環境の変化等により、当初の計画通りの成果が得られない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、新規事業展開に当たっては慎重な検討を重ねた上で取り組んでまいります。

(12) 新株予約権の付与

当社は、当社グループの役職員に対して新株予約権（ストック・オプション）を付与しており、将来的にも役職員のさらなるモチベーションの向上及び優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブプランを実行することを検討しております。また、資金調達を目的として新株予約権を発行しております。そのため、既に付与されている新株予約権及び将来的に付与される新株予約権の行使がなされた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。2026年6月30日現在これらの新株予約権による潜在株式数は25,086,200株であり、発行済株式総数33,720,200株の74.4%に相当しております。

(13) 再生可能エネルギー事業に関わるリスク

当社グループが行う再生可能エネルギー事業は、系統用蓄電池設備を用いて卸電力市場、需給調整市場及び容量市場における電力取引により収益を獲得する事業であります。これらの市場における取引価格は、電力需給の状況、燃料価格の動向、天候その他の要因により変動するため、想定した水準の収益を確保できない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、電気事業法その他関係法令や、卸電力市場・需給調整市場・容量市場に関する制度が変更された場合、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、系統用蓄電池設備の稼働状況、自然災害の発生その他の事由により設備の稼働が計画どおりに進まない場合や、特別高圧蓄電池プラント事業における諾亜建設株式会社との業務提携の推進状況によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社グループは、複数の電力市場を活用した取引によりリスクの分散を図るとともに、関係法令や市場制度の動向を注視し、設備の適切な保守管理に努めてまいります。

(14) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、新株予約権の行使等による資金調達により、債務超過は解消したものの、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。また、当連結会計年度においても、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業及びEX事業における受注活動の遅れにより、売上高は減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、新たな経営陣のもと、これらの状況を解消するための取組を継続しております。具体的には、MS事業における案件利益率の向上及びクリエイターの稼働管理の徹底、EX事業におけるマーチャンダイジング及びツアーやイベントの利益率の改善に加え、当連結会計年度に新たに開始した再生可能エネルギー事業において、系統用蓄電池設備の運転開始及び複数の電力市場（卸電力市場・需給調整市場・容量市場）を活用した安定的な収益の確保を進めることにより、中長期的な収益基盤の多様化及び安定化を図ってまいります。また、現状行っている資金調達を進めるほか、新たな資金調達も検討してまいります。

しかしながら、現時点においては、当該状況を解消するための対応策は実施途上又は検討中であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、マネジメント・アプローチの観点から、経営管理・業績管理体制の見直しを図ることや成長軸をもった持続的成長の実現を目指すこと等、将来の事業展開も踏まえた合理的な検討を行った結果、当連結会計年度より、従来「MX事業」としていた報告セグメントの名称を、「MS事業」に変更しております。これにより、当社グループのビジネスモデルや事業進捗等について、よりの確な開示が行えるものと考えております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

また、当社グループは、従来「MX事業」及び「EX事業」を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より、新規事業である再生可能エネルギー事業を開始したことに伴い、報告セグメントとして「再生可能エネルギー事業」を追加しております。

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、穏やかな回復基調が見られた一方、物価上昇、各国の金利政策による為替変動、収束の兆しが見えないウクライナ戦争に加え、イスラエルとアメリカ合衆国によるイラン攻撃等の影響による歴史的な円安が継続し、原材料価格や原油を中心とするエネルギー価格の値上げ圧力にさらされており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社グループは、2期連続の業績の大幅な悪化等を踏まえ、2025年9月26日開催の第13回定時株主総会において、経営体制を強化いたしました。

また、当社は、事業ポートフォリオの多角化及び安定的な収益源の確保を目的として、再生可能エネルギー事業へ参入するとともに、「中期経営計画（5ヵ年中期経営計画）」を策定し、既存の広告・クリエイティブを主体とする事業を、より多層的な戦略事業ポートフォリオへと転換し、経営基盤の強化を図ってまいります。

当連結会計年度は、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業において事業基盤の整備及び新たな事業計画の策定に時間を要し、EX事業においても新たな事業戦略の具体化に時間を要したこと等から、受注活動が遅れ、減収となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は294,383千円（前連結会計年度比7.7%減）、営業損失は825,695千円（前連結会計年度は営業損失561,214千円）、経常損失は1,552,670千円（前連結会計年度は経常損失684,530千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,525,543千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失715,849千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

a. MS事業

MS事業とは、Marketing Solutions事業の略語であり、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供する当社グループの主力事業であります。MS事業では、顧客の顕在化したニーズだけではなく潜在的なニーズも引き出し、各ニーズに合うような様々なサービスを組み合わせた提案を行い、元請けから下請けに至る多段階構造ではなくワンストップでソリューションを提供し、既存概念を打ち破るクリエイティブとビジネスソリューション、それらを実現するテクノロジーを駆使したアイデアを実装してまいります。また、コンサルティング会社・広告会社・PR会社等の縦割りで行っていたビジネスを内製化により一貫貫することで、迅速な対応及び顧客へのコストメリットを創出することができ、企業や社会の挑戦に伴走いたします。

さらに今後は、従来の当社の強みである広告クリエイティブ領域に、2026年3月19日付で業務提携契約を締結したMoldBreaking株式会社が保有するライブコマースソリューションを掛け合わせ、双方の顧客資産とノウハウを活用することで、事業領域を拡大し収益力の向上を図ってまいります。

当連結会計年度は、事業基盤の整備及び新たな事業計画の策定に時間を要したことから、営業活動及び受注機会の創出が遅れ、減収となりました。また、収益力の改善に向けた人員体制の見直し等に伴う費用が発生いたしました。

この結果、売上高は205,104千円（前連結会計年度比34.9%減）、セグメント損失は266,354千円（前連結会計年度はセグメント損失40,590千円）となりました。

b. EX事業

EX事業とは、エンターテインメント・トランスフォーメーション事業の略語であり、エンターテインメント業界をアップデートするべく、当社グループが培ってきたクリエイティブやデジタル・テクノロジーに関する知見を活用し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら、新たなエンタメの形を創出する事業であります。我が国においては、通信及びデジタル・テクノロジーの発達により、リアル空間とデジタル空間をシームレスに行き来することが可能となり、新たなエンターテインメントの形や次世代のアーティスト・クリエイターが生まれようとしております。EX事業では、当社グループが従来から有するブランディング・広告プロモーション及びデジタル・テクノロジーに関する知見を活用し、次世代アーティスト・クリエイターがファンとの新たなコミュニケーションや関係を構築し、活躍の場を広げていくためのプラットフォームの実現を目指しております。

また、新たな事業戦略として、今や1,000億円規模に迫る巨大市場へと変貌した国内TikTokエコシステムを成長市場と捉えて、独自の教育及び活動支援体制を構築し、ファンとブランド（ライバー）をつなぐ「最強の自社チャンネル」の構築に向けた取組を進めております。これにより、ライバー及びクリエイターの育成・マネジメントから、ライブ配信を起点とした多様なサービス展開まで、事業領域の拡大を図ってまいります。その具体的な取組として、ライバー及びクリエイターを起点とした新たな事業基盤の構築に向けた計画の具体化を進め、2026年7月1日付で、クリエイターマネジメント事務所「Birdman Enterprise（バードマンエンタープライズ）」を設立いたしました。同事務所では、TikTok LIVEで活躍するトップライバーであり元当社取締役である和光幸希氏を代表として、ライバー及び次世代クリエイターの育成・マネジメント事業を開始するとともに、事務所設立の象徴として女性向け新レーベル「Lustar（ラスター）」を始動いたしました。また、その第1弾イベントとして、ドレスをテーマとしたコンテストイベント「Ms.Grace（ミスグレース）」の開催を決定しております。今後は、ライブ配信に留まらず、ライブコマース、自社商品の展開、企業タイアップ等、多様なマネタイズ機会の創出に取り組み、クリエイター一人ひとりの長期的なキャリア形成を支援するとともに、国内TikTokエコシステムにおける事業基盤の構築及び収益基盤の多様化を推進してまいります。

当連結会計年度は、新たな事業戦略の具体化に時間を要したこと等から、受注活動が遅れ、売上高は大幅な減少となりました。

この結果、売上高は915千円（前連結会計年度比76.7%減）、セグメント損失は51,169千円（前連結会計年度はセグメント損失225,666千円）となりました。

c. 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業とは、世界的に進む脱炭素社会の実現に貢献するとともに、当社グループの収益基盤を長期にわたり安定させることを目的として、系統用蓄電池設備の取得・保有・運用を通じ、卸電力市場・需給調整市場・容量市場等における電力取引により収益を獲得するほか、当該設備を第三者に転売することによる収益の獲得も行うために新たに進出した事業であります。

当連結会計年度において本格的に事業を開始しており、今後につきましては、複数の電力市場を活用した安定的な収益基盤の構築を進めるとともに、諾亜建設株式会社との提携を通じた特別高圧蓄電池プラント事業への本格的な参画により、当社グループの新たな収益の柱として確立してまいります。

なお、売上高は88,363千円、セグメント利益は4,572千円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は1,810,699千円となり、前連結会計年度末に比べ76,264千円の減少となりました。これは主に、未成業務支出金が116,611千円、前渡金が225,925千円、短期貸付金が609,999千円、未収入金が115,651千円、建設仮勘定が614,635千円増加したものの、現金及び預金が1,358,008千円減少し、流動資産の貸倒引当金が682,019千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は1,082,258千円となり、前連結会計年度末に比べ549,670千円の減少となりました。これは主に、受注損失引当金が137,190千円増加したものの、預り金が499,121千円、長期借入金が126,040千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は728,441千円となり、前連結会計年度末に比べ473,405千円の増加となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が1,525,543千円減少したものの、第三者割当増資の払込み及び新株予約権の行使により資本金が1,011,861千円、資本剰余金が1,011,861千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,358,008千円減少し、370,190千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,806,988千円の支出（前連結会計年度は296,053千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失1,523,258千円、貸倒引当金の増加額701,895千円、棚卸資産の増加額214,611千円、前渡金の増加額225,925千円、預り金の減少額499,121千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,254,976千円の支出（前連結会計年度は18,503千円の収入）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出704,635千円、貸付けによる支出911,971千円、貸付金の回収による収入301,972千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,703,956千円の収入（前連結会計年度は1,889,904千円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出221,874千円、株式の発行による収入1,993,905千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
MS事業	392,358	161.1	306,461	257.1
EX事業	-	-	-	-
再生可能エネルギー事業	208,363	-	120,000	-
合計	600,721	246.6	426,461	357.7

(注) 1. EX事業は、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

2. 再生可能エネルギー事業は、当連結会計年度より事業を開始しているため、前年同期比は記載しておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
MS事業	205,104	65.1
EX事業	915	23.3
再生可能エネルギー事業	88,363	-
合計	294,383	92.3

(注) 1. 再生可能エネルギー事業は、当連結会計年度より事業を開始しているため、前年同期比は記載しておりません。

2. 当連結会計年度において、MS事業及びEX事業の販売実績が著しく減少しました。これは、MS事業においては、事業基盤の整備及び新たな事業計画の策定に時間を要したことから、営業活動及び受注機会の創出が遅れたことによるものであります。また、EX事業においては、新たな事業戦略の具体化に時間を要したことから、受注活動が遅れたことによるものであります。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)		当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社海帆	79,955	25.1	137,782	46.8
株式会社FD	-	-	88,363	30.0
医療法人社団修永会	-	-	32,198	10.9
株式会社大日本印刷	48,527	15.2	-	-

4. 前連結会計年度の株式会社FD及び医療法人社団修永会に対する販売実績はございません。

5. 当連結会計年度の株式会社大日本印刷に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、本項に記載した将来事象に関する予測・見通し等は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、それらには不確実性が内在し将来の結果とは大きく異なる可能性があります。

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

(売上高)

売上高は294,383千円となり、前連結会計年度に比べ24,679千円の減少（前連結会計年度比7.7%減）となりました。これは主に、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業において事業基盤の整備及び新たな事業計画の策定に時間を要し、EX事業においても新たな事業戦略の具体化に時間を要したこと等から、受注活動が遅れたことによるものであります。

(売上原価、売上総損失)

売上原価は456,074千円となり、前連結会計年度に比べ155,656千円の増加（前連結会計年度比51.8%増）となりました。また、売上総損失は161,691千円（前連結会計年度は売上総利益18,645千円）となりました。これは主に、受注案件において将来の損失に備えるため受注損失引当金繰入額137,190千円を計上したことによるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は664,004千円となり、前連結会計年度に比べ84,144千円の増加（前連結会計年度比14.5%増）となりました。その主な内訳は、業務委託費229,561千円、給与手当84,555千円及び貸倒引当金繰入額81,102千円であります。

この結果、営業損失は825,695千円（前連結会計年度は営業損失561,214千円）となりました。

(経常損失)

営業外収益は15,988千円となり、前連結会計年度に比べ14,816千円の増加（前連結会計年度は営業外収益1,171千円）となりました。また、営業外費用は742,962千円となり、前連結会計年度に比べ618,475千円の増加（前連結会計年度比496.8%増）となりました。これは主に、短期貸付金について貸付先の状況等を踏まえて回収可能性を検討した結果、貸倒引当金繰入額620,792千円を計上したことによるものであります。

この結果、経常損失は1,552,670千円（前連結会計年度は経常損失684,530千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

親会社株主に帰属する当期純損失は1,525,543千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失715,849千円）となりました。これは、保有する国内上場株式を売却したことにより投資有価証券売却益63,288千円を計上したものの、係属中の訴訟案件において損失負担見込額として訴訟損失引当金繰入額33,875千円を計上したことによるものであります。

b. 財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要のうち主なものは、売上原価並びに販売費及び一般管理費等の営業費であります。売上原価の主な内容は、原価部門における外注費及び労務費であります。販売費及び一般管理費の主な内容は、業務委託費、人件費及び貸倒引当金繰入額であります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金の調達には、金融機関からの短期借入を基本とし、長期運転資金の調達には、金融機関からの長期借入を基本としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

（業務提携契約）

（1）株式会社KIRINZとの業務提携契約

当社は、2026年3月17日開催の取締役会において、株式会社KIRINZ（以下、「KIRINZ社」という。）との間で、TikTok LIVEを活用したライバーマネジメント及びメディア事業に関する業務提携をすることを決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容及び各社の役割

業務提携の内容

TikTok LIVEにおける代理店契約、ライバーの獲得、育成、マネジメント及び関連するイベント・メディア事業の共同展開。

各社の役割

a．当社

事業主体としての運営、所属ライバーの一次的帰属、マネジメント業務、トップライバーの獲得、各種制作物（映像・台本等）の権利保有及び事務所のブランディング・PR。

b．KIRINZ社

運用パートナーとして、ライバーの獲得代行（広告・スカウト・面談予約）、配信イベントの企画・運営及び配信ノウハウの提供・KPI管理。

（2）MoldBreaking株式会社との業務提携契約

当社は、2026年3月19日開催の取締役会において、MoldBreaking株式会社（以下、「MoldBreaking社」という。）との間で、TikTokを中心としたライブコマース領域における新たな事業に関する業務提携をすることを決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容及び各社の役割

業務提携の内容

当社は主に戦略マーケティング、コンテンツ制作、広告運用及びEC領域の事業推進等を担い、MoldBreaking社はクリエイター及びインフルエンサーのマネジメント、ライブ配信運営、販売支援等を担います。

両社はそれぞれの強みを活かしながら連携し、ブランド戦略の設計からコンテンツ制作、プロモーション、販売までを一体的に提供する体制を構築いたします。これにより、ブランディング・マーケティングから販売までを統合した「一気通貫型のEC支援モデル」を構築し、企業の成長支援を行ってまいります。

各社の役割

a．当社

- ・当該事業におけるマーケティング戦略の設計及び実施
- ・プロモーション及び広告運用
- ・動画・画像等のコンテンツ制作
- ・インフルエンサー及びクリエイターのキャスティング支援
- ・TikTok Shopの運営及びEC販売施策の推進
- ・その他、当該事業推進に必要なマーケティング関連業務

b．MoldBreaking社

- ・ライブ配信の企画及び実行
- ・クリエイター及びインフルエンサーのマネジメント・キャスティング
- ・商品選定及び販売企画
- ・商品管理・配送・カスタマーサポート等の運用オペレーション
- ・販売支援及び広告運用

(3) Pylon Technologies Japan 株式会社との販売店契約を伴う業務提携契約

当社は、2026年4月30日開催の取締役会において、世界トップクラスの蓄電池システム（BESS）サプライヤーであるPylon Technologies Co., Ltd.の日本法人であるPylon Technologies Japan 株式会社（以下、「Pylontech Japan社」という。）との間で、エネルギーソリューション事業における提供価値の最大化及び事業領域の拡大の推進に関する業務提携をすることを決議し、2026年5月1日付で販売店契約及び業務提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容及び各社の役割

当社

- ・日本国内における製品のマーケティング、販売促進及び既存案件への実装・バリューアップ
- ・条件付きで6ヶ月間のプロジェクト保護（独占供給権）

Pylontech Japan社

- ・LFP蓄電池製品の安定供給、技術サポート及び業界最高水準のメーカー保証の提供

（合弁契約）

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、abc株式会社、ReYuu Japan株式会社、株式会社イメージワン、ウインタスト株式会社及び株式会社FDとの共同出資により、日本国内におけるAI特化型高性能データセンターの開発及び運営を主導する「AI Data Partners株式会社」を設立することを決議し、同日付で合弁契約を締結いたしました。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額704,635千円であります。その主な内容は、再生可能エネルギー事業における太陽光発電設備に係る設備投資693,500千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物附属設備	土地 (面積㎡)	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社(共通)	本社設備	-	-	11,136	11,136	26
本社 (東京都渋谷区)	再生可能エネ ルギー事業	事業用設備	-	90,000 (1,251)	603,500	693,500	-

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 建物の一部を賃借しております。本社オフィスの年間賃借料は、33,782千円であります。

3. 従業員数は、契約社員を含む就業員数であり、臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2026年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,720,200	35,884,800	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株であります。
計	33,720,200	35,884,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第10回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2026年3月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 9名 外部協力者 7名
新株予約権の数(個)	28,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,800,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150
新株予約権の行使期間	2026年4月1日～2028年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150.13 資本組入額 76
新株予約権の行使の条件	(注)6.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9.

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,800,000株とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- 当社が3.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は当該時点において未行使の新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る3.(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金150円とする。

3. 行使価額の調整

- 当社は、新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）以降これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(2) ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、係る調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使期間
2026年4月1日から2028年3月31日までとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 1個の新株予約権の一部のみの行使はできない。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又は当社関係者（業務委託契約を締結している個人及び法人の代表者や従業員であり、当社実務に携わっている者）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限としてこれを行行使することができる。
7. 新株予約権の取得事由
当社は、新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該新株予約権者が保有する全ての新株予約権を、1個当たり無償で取得する。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、6. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。
 - (2) 当該新株予約権につき以下の事由があったとき。
法令又は発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為
禁錮以上の刑に処せられた場合
当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任し又は就任することを承諾した場合
8. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
9. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の取扱い
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が有する新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式。
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2024年12月5日
新株予約権の数(個)	9,528
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 952,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150
新株予約権の行使期間	2025年1月6日～2027年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 154.5 資本組入額 78
新株予約権の行使の条件	(注)6.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9.

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年8月31日)において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式15,000,000株とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。ただし、(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が3.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は当該時点において未行使の新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る3.(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。))に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。))は、金150円とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）以降これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(2) ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、係る調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使期間
2025年1月6日から2027年1月5日までとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各新株予約権の一部行使はできない。
7. 新株予約権の取得事由
新株予約権は、新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
8. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
9. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の取扱い
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が有する新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式。
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

第9回新株予約権

	新株予約権
決議年月日	2026年3月5日
新株予約権の数(個)	213,334 [191,688]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,333,400 [19,168,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150
新株予約権の行使期間	2026年4月1日～2028年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150.13 資本組入額 76
新株予約権の行使の条件	(注)6.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9.

当事業年度の末日(2026年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,333,400株とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、(2)及び(3)により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が3.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は当該時点において未行使の新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る3.(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金150円とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、新株予約権の発行後、(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）以降これを適用する。ただし、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(2) ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

4. 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、係る調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
 5. 新株予約権の行使期間
2026年4月1日から2028年3月31日までとする。
 6. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (2) 各新株予約権の一部行使はできない。
 7. 新株予約権の取得事由
新株予約権は、新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
 8. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
 9. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の取扱い
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が有する新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
 - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式。
 - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
 - (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月1日～ 2022年6月30日 (注)1.	5,800	2,552,200	2,187	392,951	2,187	382,951
2022年7月1日～ 2022年12月31日 (注)1.	5,750	2,557,950	2,423	395,374	2,423	385,374
2023年1月1日 (注)2.	2,557,950	5,115,900	-	395,374	-	385,374
2023年1月1日～ 2023年6月30日 (注)1.	3,400	5,119,300	2,530	397,905	2,530	387,905
2023年7月1日～ 2024年5月26日 (注)1.	3,000	5,122,300	649	398,554	649	388,554
2024年5月27日 (注)3.	1,400,000	6,522,300	520,100	918,654	520,100	908,654
2024年7月1日～ 2025年1月5日 (注)1.	484,000	7,006,300	183,479	1,102,134	183,479	1,092,134
2025年1月6日 (注)4.	6,000,000	13,006,300	450,000	1,552,134	450,000	1,542,134
2025年1月7日～ 2025年6月30日 (注)1.	7,421,200	20,427,500	573,287	2,125,422	573,287	2,115,422
2025年7月1日～ 2026年3月30日 (注)1.	6,626,000	27,053,500	511,858	2,637,280	511,858	2,627,280
2026年3月31日 (注)5.	6,666,700	33,720,200	500,002	3,137,283	500,002	3,127,283

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割(1:2)によるものであります。

3. 有償第三者割当

発行価格 743円

資本組入額 371.5円

割当先 株式会社YourTurn

4. 有償第三者割当

発行価格 150円

資本組入額 75円

割当先 株式会社アベC

5. 有償第三者割当

発行価格 150円

資本組入額 75円

割当先 KANDB INVESTMENT L.L.C

6. 2026年7月1日以降に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,164,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ162,485千円増加しております。

7. 2024年12月5日付で提出した有価証券届出書に記載した「第一部 証券情報 第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について、次のとおり変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、2025年10月27日付で公表いたしました「新たな事業の開始及び固定資産の取得に関するお知らせ」に記載のとおり、次なる成長領域として、拡大が見込まれる需給調整市場へ参入し、新規事業開発本部にて、再生可能エネルギー事業（以下、「本事業」という。）を開始いたしました。本事業への支出は、長期的かつ安定的な収益獲得を実現するための重要な取り組みであります。

これに伴い、財務体質の健全化と成長投資を同時に実現するため、運転資金の十分な確保や長期借入金の返済資金への適切な充当もしつつ、調達資金の使途をより戦略的に再配分することといたしました。

(2) 変更の内容

資金使途の変更内容は次のとおりであります。なお、変更箇所は下線で示しております。

新株式

(変更前の内容)

具体的な使途	金額	支出予定時期
<u>M&A及び資本業務提携資金</u>	<u>100百万円</u>	<u>2025年1月～2025年12月</u>
長期借入金返済	<u>130百万円</u>	<u>2025年4月～2025年9月</u>

(変更後の内容)

具体的な使途	金額	支出予定時期
長期借入金返済	<u>230百万円</u>	<u>2025年4月～2026年1月</u>

(注) 長期借入金返済の長期借入金は、2025年4月～2025年9月分の通常の毎月の約定弁済130百万円はすでに行っておりますが、これを10月以降も維持するための返済準備資金として資金使途を変更しております。

新株予約権

(変更前の内容)

具体的な使途	金額	支出予定時期
<u>M&A及び資本業務提携資金</u>	<u>1,600百万円</u>	<u>2025年1月～2025年12月</u>

(変更後の内容)

具体的な使途	金額	支出予定時期
<u>運転資金</u>	<u>600百万円</u>	<u>2025年10月～2026年6月</u>
<u>事業資金（再生可能エネルギー事業）</u>	<u>1,000百万円</u>	<u>2025年10月～2026年6月</u>

(注) M&A及び資本業務提携資金において、2025年1月～2025年12月までの支出はありません。

8. 2026年3月5日付で提出した有価証券届出書に記載した「第一部 証券情報 第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」について、次のとおり変更が生じております。

(1) 変更の理由

当社は、2026年3月5日付で公表いたしました「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、新株式及び新株予約権の発行により、成長投資及び財務基盤の強化に必要な資金を調達することいたしました。

しかしながら、その後の株価の低迷により、新株予約権の行使が当初想定していた進捗を下回って推移しており、行使を通じて調達を予定しておりました再生可能エネルギー事業をはじめとする成長投資向けの資金の確保に、当初計画比で遅れが生じております。

このような状況を踏まえ、すでに払込みが完了し手元にある新株式の発行による調達資金の使途を組み替えることいたしました。

(2) 変更の内容

資金使途の変更内容は次のとおりであります。なお、変更箇所は下線で示しております。

(変更前の内容)

具体的な使途	金額	支出予定時期
借入金返済	900百万円	2026年3月～2026年5月

(変更後の内容)

具体的な使途	金額	支出予定時期
借入金返済	600百万円	2026年4月～2026年9月
<u>短期貸付金</u>	<u>300百万円</u>	<u>2026年4月～2026年6月</u>

(注) 短期貸付金は、2026年6月30日を返済期限とする当社の重要な取引先である株式会社海帆に対する貸付であり、同社との取引継続を目的とするものであります。当該貸付金は2026年6月30日までに利息を含め全額回収済みであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年 6 月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	16	31	21	47	4,595	4,712	-
所有株式数（単元）	-	782	22,995	40,400	88,208	881	183,883	337,149	5,300
所有株式数の割合（％）	-	0.2	6.8	12.0	26.2	0.3	54.5	100.0	-

(注) 自己株式208株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に8株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
KANDB INVESTMENT L.L.C (常任代理人 弁護士法人 C-LiA)	OFFICE NO. 903-09, OWNED BY MANOJ BANJWAN HARISH KUMAR BANJWAN, BUSINESS BAY, DUBAI, UAE (東京都千代田区神田神保町 1 丁目14 - 3)	7,999	23.72
伊藤 繁三	栃木県佐野市	3,773	11.19
株式会社ネクスタ (匿名組合口)	東京都小平市小川町 2 丁目1157 - 8	2,981	8.84
小林 亜佐美	神奈川県横浜市都筑区	2,270	6.73
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町 2 丁目 2 - 1	578	1.71
株式会社YourTurn	東京都港区元麻布 3 丁目 1 - 6	560	1.66
矢口 達也	東京都江東区	500	1.48
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山 2 丁目 6 - 21	499	1.48
藤原 彬晃	東京都世田谷区	463	1.37
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目 9 - 7	321	0.95
計	-	19,948	59.15

(注) 1 . 前事業年度末において主要株主でなかった小林亜佐美は、2025年 8 月13日付で主要株主となりましたが、2025年11月 5 日付で主要株主ではなくなりました。

2 . 前事業年度末において主要株主でなかったKANDB INVESTMENT L.L.Cは、当事業年度末現在では主要株主となっております。

3 . 前事業年度末において主要株主であった株式会社ネクスタ (匿名組合口) は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,714,700	337,147	-
単元未満株式	普通株式 5,300	-	-
発行済株式総数	33,720,200	-	-
総株主の議決権	-	337,147	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式8株が含まれております。

【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社Birdman	東京都渋谷区松濤 1丁目5番3号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	208	-	208	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、内部留保資金の使途については、今後の新規事業の開発資金として投入していくこととしております。

また、当社の定款には中間配当を行うことができる旨を定めており、中間配当と期末配当の2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当は、取締役会決議によって定めることができるものとしております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「夢を応援する社会をつくる」ことをミッションとして掲げ、事業者を中心とする顧客をサポートし社会の発展に寄与する高付加価値なサービスを提供することを目指しております。

この経営理念のもと、株主、取引先、使用人等のステークホルダーの期待と信頼にこたえ企業価値を向上させるためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年9月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、外部専門家に業務委託することで内部監査担当を配置しております。そして監査等委員である取締役については3名中3名の社外取締役を登用しております。このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名以内、監査等委員である取締役5名以内とする旨を定款に定めております。

a. 取締役会及び取締役

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名及び監査等委員である取締役3名の合計9名（提出日現在）で構成され、代表取締役社長を議長とし、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、取締役の業務執行について相互牽制による監督を行っております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会の構成員の氏名は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成されております。また、刈谷龍太氏を委員長と定めております。監査等委員会の構成員の氏名は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

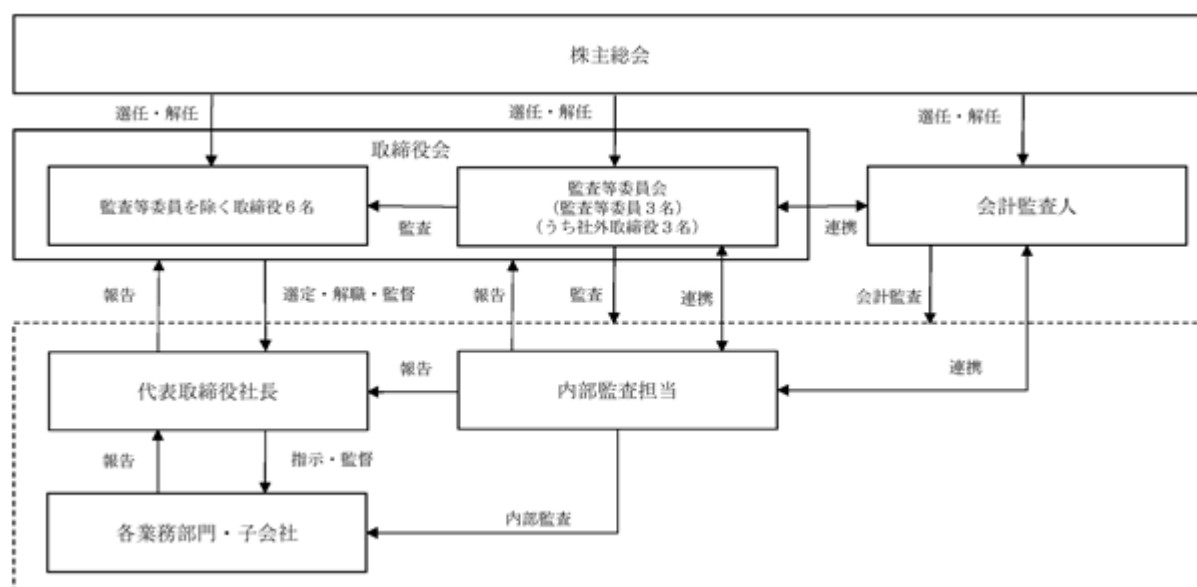
監査等委員である取締役は、取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査担当及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

c. 会計監査人

当社は、監査の効率性と品質を確保し、当社の規模と成長に必要な会計監査人を選任しております。

なお、会計監査人に、法令に違反・抵触した行為又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合、及び職務の執行に支障があると判断した場合、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案といたします。

当社の企業統治体制は、以下のとおりであります。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備の状況

当社は、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」及び「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、内部監査担当が内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

b．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、全ての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機能ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び使用人の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務に係る報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

e．当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業績及び資産管理を中心とした業務については、管理本部が集中管理しております。これにより、執務室に掲示された「経営理念」及び「行動規範」を共有し、企業価値の向上を図り業務の適正を確保しております。内部監査については、内部監査担当が内部監査規程に基づき、実施しております。

f．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。また、当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

g．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会付使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行うこととしております。

h. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、内部通報制度の通報状況を含め重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとし、監査等委員は必要に応じいつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。

また、監査等委員へ報告した取締役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。

i. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、代表取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

j. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築しております。

l. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条第3号にいう「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めておりません。

企業統治に関するその他の事項

a. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

提出日現在、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

b. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

c. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理本部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理本部人事総務グループを通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

d. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社を中心としたグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、当社グループの内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、当社の取締役が子会社の業務運営を定款的に監督しております。また、内部監査担当は監査等委員会及び会計監査人と連携しつつ、内部監査規程に基づき子会社の内部監査を行っております。

e. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

・取締役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、中間配当を取締役会の決議によって実施することができる旨を定款に定めております。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 株主総会の特別決議事項要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を39回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
安陪 信（注）1.	7回	7回
吉川 元宏	39回	38回
國松 晃（注）2.	32回	31回
和光 幸希（注）2.	32回	32回
水谷 準一（注）3.	8回	8回
刈谷 龍太（注）2.	32回	30回
増元 大輔（注）2.	32回	31回
青木 健一郎	39回	38回
石原 一樹（注）4.	7回	7回

（注）1. 安陪信氏は、2025年9月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしましたので、退任前に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

2. 國松晃氏、和光幸希氏、刈谷龍太氏及び増元大輔氏は、2025年9月26日開催の定時株主総会において選任され就任いたしましたので、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

3. 水谷準一氏は、2025年10月1日をもって辞任いたしましたので、辞任前に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

4. 石原一樹氏は、2025年9月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしましたので、辞任前に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、当社の経営に関する基本方針や重要な業務執行における事項、株主総会の決議により授權された事項、法令及び定款に定められた事項等の検討、及び取締役の業務執行状況の監督、並びに内部統制システムの整備及び運用の推進等を行っております。また、取締役が取締役会を欠席する場合には、事前に当該欠席者より議案に関する意見を聴取し、同意見を取締役会に報告するとともに、後日、決議された内容等の説明を適宜行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名（役員のうち女性の比率-%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	吉川 元宏	1977年 6 月17日	2003年 4 月 2009年 8 月 2014年 9 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2022年 3 月 2022年 7 月 2022年 8 月 2024年 1 月 2024年 6 月 2024年 9 月 2025年 8 月	株式会社クリスタル 入社 株式会社ベガス・エレクトラ 代表取締役 (現任) 株式会社コスモアールエス 代表取締役 (現 任) 株式会社ベガス 代表取締役 (現任) 五洋インテックス株式会社 代表取締役社長 株式会社海帆 取締役 同社 代表取締役副社長 株式会社SSS 取締役 (現任) 株式会社海帆 代表取締役社長 同社 取締役 (現任) 当社 顧問 当社 社外取締役 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 2 .	-
取締役	國松 晃	1975年12月30日	2000年 8 月 2014年 6 月 2018年11月 2019年 6 月 2021年 1 月 2022年 1 月 2022年 8 月 2024年 9 月 2025年 9 月	株式会社マック 入社 株式会社イーダイニング 代表取締役 株式会社海帆 入社 同社 取締役副社長 同社 代表取締役社長 株式会社SSS 代表取締役会長 (現任) 株式会社海帆 取締役会長 当社 社外取締役 (監査等委員) 当社 取締役 (現任)	(注) 2 .	-
取締役	岩田 通明	1977年 8 月27日	2001年 4 月 2003年 4 月 2012年 2 月 2015年 5 月 2017年 3 月 2020年 2 月 2021年 8 月 2022年 6 月 2024年12月 2025年10月 2026年 9 月	三菱証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社) 入社 日本アジアホールディングス株式会社 入社 医療法人偕行会本部 入職 FSK有限会社 (現FSK株式会社) 代表取締役 株式会社ロックフィールド 代表取締役 (現 任) 五洋インテックス株式会社 入社 五洋インテックス株式会社 取締役 株式会社海帆 入社 株式会社Kaihan Medical 取締役 (現任) 株式会社K-Beauty Japan 取締役 (現任) 当社 取締役 (現任)	(注) 2 .	-
取締役	羽二生 博志	1968年 4 月 5 日	1996年 3 月 2000年10月 2002年11月 2005年 3 月 2007年 4 月 2008年 7 月 2011年 9 月 2018年 8 月 2020年 2 月 2020年 6 月 2021年 8 月 2022年 6 月 2024年 9 月 2025年 6 月 2025年10月 2026年 9 月	株式会社レーサム・リサーチ (現株式会社 レーサム) 入社 株式会社ガイアックス 入社 ガイアックスコリア株式会社 入社 株式会社トゥーライズ 代表取締役 株式会社ガーラ 入社 株式会社ガーラモバイル 代表取締役 株式会社ガーラジャパン 取締役COO 株式会社TAVA (現株式会社RIF) 代表取締 役 (現任) 医療法人狭山中央病院 理事 五洋インテックス株式会社 内部監査室長 同社 管理本部長 同社 取締役管理本部長 株式会社海帆 入社 株式会社Kaihan Medical 代表取締役 (現 任) 株式会社海帆 管理本部長 (現任) 株式会社K-Beauty Japan 代表取締役 (現 任) 当社 取締役 (現任)	(注) 2 .	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	嶋津 靖	1962年 5月28日	1988年10月 1994年 4月 1996年11月 2002年 7月 2012年 6月 2016年 1月 2017年 9月 2021年 4月 2025年 7月 2026年 9月	共立商事株式会社 代表取締役 アイケイエステム株式会社 代表取締役 株式会社ホーガウェル 代表取締役 株式会社ペリーケイ 専務取締役 株式会社ワイエスホーム 代表取締役 UKホールディングス株式会社 執行役員 同社 代表取締役(現任) 合同会社伊豆大川プロパティーズ 代表社員 (現任) 株式会社はれや 代表取締役 当社 取締役(現任)	(注) 2 .	-
取締役	増元 大輔	1987年11月22日	2010年 4月 2011年10月 2015年11月 2024年 5月 2025年 9月 2026年 9月	ばんせい証券株式会社 入社 株式会社ファインドスター 入社 株式会社リアライズ 取締役(現任) 株式会社キレイト 取締役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員) 当社 取締役(現任)	(注) 2 .	-
取締役 (監査等委員)	刈谷 龍太	1983年11月22日	2012年 2月 2015年 6月 2020年 3月 2021年 9月 2024年 9月 2025年 9月	弁護士登録 弁護士法人グラディアトル法律事務所 代表 社員 株式会社ジェイホールディングス 社外監査 役(現任) 弁護士法人C-LiA 代表社員(現任) 当社 社外取締役(監査等委員) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3 .	-
取締役 (監査等委員)	青木 健一郎	1983年 1月26日	2003年 4月 2018年 5月 2025年 1月	大和冷機工業株式会社 入社 株式会社Btree 設立 代表取締役(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4 .	-
取締役 (監査等委員)	藤原 英一	1979年10月 6日	2004年12月 2006年 9月 2010年10月 2016年 3月 2020年 9月 2021年 4月 2022年 6月 2026年 9月	有限責任 あずさ監査法人 入所 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法 人) 入所 富士火災海上保険株式会社(現AIG損害保険 株式会社) 入社 HOYA株式会社 入社 株式会社B4F 入社 東京シェアードサービス株式会社 入社(現 任) 藤原公認会計士事務所 開業 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4 .	-
計						-

(注) 1 . 刈谷龍太氏、青木健一郎氏及び藤原英一氏は、社外取締役であります。

- 2 . 2026年 9月29日開催の定時株主総会の終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 . 2025年 9月26日開催の定時株主総会の終結の時から 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 . 2026年 9月29日開催の定時株主総会の終結の時から 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社は社外取締役として、刈谷龍太氏、青木健一郎氏及び藤原英一氏の３名（全員が監査等委員）を選任しております。当該社外取締役は、社外取締役間での連携を密にすることによって情報共有を行い、必要に応じて当社管理本部、内部監査担当、会計監査人等と相互連携を図ることによって、当社の意思決定に対して幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見の提供を行っております。

刈谷龍太氏は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

青木健一郎氏は、自ら事業を立ち上げ、長年にわたり、代表者として事業を拡大し、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

藤原英一氏は、公認会計士として会計知識に精通し、豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係も踏まえて、社外取締役を選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、豊富な経験と専門知識に基づき取締役会において、適宜意見を表明し、経営陣から独立した立場から経営の監督及びチェック機能を果たしております。監査等委員は、取締役会において専門的、客観的見地から適宜発言を行っております。また、業務執行部門から独立した内部監査担当と連動し、社内各組織のコンプライアンス、リスクマネジメント及び会計処理の適正性、業務処理の妥当性の検証並びに改善への提言を行っております。さらに、会計監査人とは、定期的に情報交換及び意見交換を行い、効果的な連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員である取締役は3名であります。監査等委員は、監査方針、監査計画に基づき、毎月の監査等委員会の開催のほか、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査等を行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。なお、各監査等委員は、事業会社での長年の経験による事業等に関する豊富な知見、弁護士の資格を有する等法律及び財務並びに会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を7回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
刈谷 龍太	7回	7回
増元 大輔	7回	7回
青木 健一郎	7回	7回

- (注) 1. 水谷準氏は、2025年10月1日をもって辞任いたしました。辞任前に開催された監査等委員会はないため、上表に記載しておりません。
2. 石原一樹氏は、2025年9月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。辞任前に開催された監査等委員会はないため、上表に記載しておりません。

監査等委員会における具体的な検討内容として、監査計画や監査方針、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況、会計監査人の職務執行の適切性評価、並びに再任適否及び報酬等に関する同意等を行っております。

また、監査等委員会委員長は、他の監査等委員とともに取締役会等の重要な会議への出席、重要な文書の閲覧、内部監査担当及び各部門、会計監査人との円滑な情報収集や意見交換等の活動を通じて、取締役の職務の執行の監査を行うとともに監査機能の連携・強化に努めております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社における内部監査は、内部監査担当を外部専門家に業務委託することにより実施しております。内部監査に関する基本的な事項を内部監査規程に定め、内部監査担当である外部専門家1名が内部監査を統括及び実施しております。

内部監査手続としては、業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向けて具体的な助言及び勧告を行っております。内部監査担当は、代表取締役社長の承認を得た内部監査基本計画に基づき、経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行について、全業務部門を対象に内部監査を実施しております。

b. 内部監査の実効性を確保するための取組み

内部監査の結果は、被監査部門及び被監査子会社に通知するとともに、代表取締役社長のみならず、監査等委員会及び必要に応じて取締役会に対しても、直接報告を行う体制を構築・運用しております。また、監査等委員及び会計監査人と定期的に内部監査の状況等を共有しております。さらに、内部監査の対象となった被監査部門及び被監査子会社に対して業務改善等の指摘を行った事項については、後日、改善状況を確認しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アリア

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

代表社員 業務執行社員 山中 康之

代表社員 業務執行社員 萩原 眞治

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 4名

e. 監査法人の選任方針と理由

監査法人アリアは、監査の効率性と品質を確保し、当社の規模と成長に必要な会計監査人であると判断しております。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。監査等委員会は、監査法人アリアと緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。これらを踏まえた上で、監査法人を総合的に評価し、選定について判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び前々事業年度 監査法人A & Aパートナーズ

前連結会計年度及び前事業年度 監査法人アリア

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

・異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人A & Aパートナーズ

・異動の年月日

2024年9月26日

・退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2017年9月26日

・退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

・異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である監査法人A & Aパートナーズは、2024年9月26日開催の第12回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。2024年4月、同会計監査人より、監査業界を取り巻く環境が変化する中、監査上必要なリスク評価及びリスク対応を適切に実施するための監査工数及び監査コストが増大している状況を踏まえ、2025年6月期に適切な監査チーム編成が困難となっているとの理由から任期満了をもって監査契約の継続を辞退したい旨の申し出がありました。監査等委員会は他の監査法人と比較検討してまいりましたが、当社の事業規模に見合った監査対応及び監査費用の相当性を総合的に勘案した結果、監査法人アリアを会計監査人に選任したものであります。

・ . . の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	39,000	-	39,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	39,000	-	39,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方法は、特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模、業界の特性を勘案して、監査等委員会の同意を得た上で双方協議により決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、過去の実績等も勘案し会計監査人の報酬等について同意の判断を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上に資するよう役員にとって適正なインセンティブとなるような配分で、「金銭報酬である固定報酬」と「非金銭報酬であるストック・オプション」で構成しております。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給しております。

b. 金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら、取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）が、総合的に勘案して決定するものとしております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はストック・オプションとし、株主総会で発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経た上で付与しております。

ストック・オプションの個数は、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら、取締役会が、総合的に勘案して決定するものとしております。

なお、ストック・オプションを付与するかどうかは、業績等を踏まえ、取締役会にて判断するものとしております。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、他社水準、使用人給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務を踏まえた評価配分をした結果に基づき、各取締役の基本報酬の額を決定することとしております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役員の報酬等の額は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に貢献するよう、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切、公正かつバランスの取れたものにしております。また、役員の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額内で算定しております。

当社の役員の報酬額は、2025年9月26日開催の第13回定時株主総会決議により、監査等委員ではない取締役は年額300百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内）、監査等委員である取締役は年額40百万円以内、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての報酬は含まないことを決定しております。提出日現在、対象となる役員は監査等委員ではない取締役は3名（社外取締役はおりません。）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は4名）とすることをそれぞれ決定しております。

また、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額25百万円以内とすることを決定しております。

当社は役員報酬等の額等の決定方針の決定に関与する委員会等は設置しておらず、各役員の個別の報酬額は、株主総会決議の範囲内で職務責任や業績等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。

当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容については、当社の業績向上及び企業価値の増大への貢献度、またその役位に応じて報酬の額を算出し、取締役会での協議を経た後、各取締役の個別の報酬等の額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	42,000	42,000	-	-	-	-	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	12,300	12,300	-	-	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を保有目的が純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	3,000	1	4,982
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(注)
非上場株式以外の株式	-	63,288	-

(注) 非上場株式については、市場価格のない株式等であることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの人材戦略は、「日本を代表するプロデュースカンパニー」となることを目標に、MS事業、EX事業及び再生可能エネルギー事業を推進するという経営戦略の実現に向けて、各事業を支える人材を最も重要な経営資源の一つと位置付け、年齢、学歴、性別及び国籍等にとらわれない個人の能力に基づく採用及び登用を進めるとともに、多様な人材が意欲を持って活躍できる就労環境の整備及び人事制度の構築に取り組むことを基本方針としております。具体的な取組として、有給休暇を性別にかかわらず取得しやすい環境を整えているほか、保育士資格を有する人材を複数名採用し、子育て中の従業員が活躍しやすい職場環境の整備を進めております。当社グループは、こうした人材戦略を通じて、各事業の成長を支える人材基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

また、当社グループにおける従業員の給与その他の給付の額及び内容については、直属の上長による人事評価に加え、役員を含む経営会議等でのレビューを経ることで、公正性及び客観性を確保した評価プロセスに基づき、職務内容、個人の業績及び貢献度等を総合的に勘案した上で、適切に決定する方針としております。

(2)【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
MS事業	8
EX事業	6
再生可能エネルギー事業	-
報告セグメント計	14
全社（共通）	12
合計	26

- (注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、報告セグメントの名称及び区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況」1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

提出会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （％）
26	32.31	1.34	6,472	4.71

セグメントの名称	従業員数（名）
MS事業	8
EX事業	6
再生可能エネルギー事業	-
報告セグメント計	14
全社（共通）	12
合計	26

- （注）１．従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時従業員数は、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- ２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- ３．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
- ４．当事業年度より、報告セグメントの名称及び区分を変更しております。詳細は、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 （１）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の賃金の額の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年7月1日から2026年6月30日まで)の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,728,198	370,190
売掛金	19,473	63,060
契約資産	803	1,495
仕掛販売用不動産	-	98,000
未成業務支出金	20,782	137,394
前渡金	-	225,925
前払費用	9,395	18,341
短期貸付金	-	609,999
未収入金	2,289	117,940
未収消費税等	28,971	48,315
その他	-	14,527
貸倒引当金	270	682,290
流動資産合計	1,809,644	1,022,899
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	29,581	29,581
工具、器具及び備品	20,535	20,535
土地	-	90,000
建設仮勘定	-	614,635
減価償却累計額	50,116	50,116
有形固定資産合計	-	704,635
投資その他の資産		
投資有価証券	1 15,458	1 15,340
敷金及び保証金	61,851	67,299
長期未収入金	564,087	563,889
その他	10	20,598
貸倒引当金	564,087	583,962
投資その他の資産合計	77,320	83,164
固定資産合計	77,320	787,799
資産合計	1,886,964	1,810,699

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,695	3,261
短期借入金	2 569,554	2 569,554
1年内返済予定の長期借入金	221,874	126,040
受注損失引当金	-	137,190
訴訟損失引当金	-	33,875
契約負債	266	-
未払金	111,925	112,053
未払法人税等	19,212	26,895
預り金	502,828	3,706
その他	6,850	-
流動負債合計	1,436,207	1,012,577
固定負債		
長期借入金	195,721	69,681
固定負債合計	195,721	69,681
負債合計	1,631,928	1,082,258
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,125,422	3,137,283
資本剰余金	2,115,422	3,127,283
利益剰余金	4,023,567	5,549,111
自己株式	203	203
株主資本合計	217,072	715,251
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	3,858	5,764
その他の包括利益累計額合計	3,858	5,764
新株予約権	34,104	7,424
純資産合計	255,036	728,441
負債純資産合計	1,886,964	1,810,699

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
売上高	1 319,062	1 294,383
売上原価	300,417	456,074
売上総利益又は売上総損失()	18,645	161,691
販売費及び一般管理費	2 579,859	2 664,004
営業損失()	561,214	825,695
営業外収益		
受取利息	115	15,594
持分法による投資利益	20	-
利子補給金	192	-
還付加算金	317	22
消費税差額	393	-
その他	132	371
営業外収益合計	1,171	15,988
営業外費用		
支払利息	35,405	28,100
持分法による投資損失	-	42
増資関連費用	80,005	71,211
貸倒引当金繰入額	3 8,941	3 620,792
その他	134	22,815
営業外費用合計	124,487	742,962
経常損失()	684,530	1,552,670
特別利益		
投資有価証券売却益	-	4 63,288
特別利益合計	-	63,288
特別損失		
減損損失	5 6,975	-
訴訟損失引当金繰入額	-	6 33,875
解約違約金	22,353	-
特別損失合計	29,328	33,875
税金等調整前当期純損失()	713,858	1,523,258
法人税、住民税及び事業税	1,990	2,285
法人税等合計	1,990	2,285
当期純損失()	715,849	1,525,543
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	715,849	1,525,543

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
当期純損失()	715,849	1,525,543
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	3,858	1,906
その他の包括利益合計	3,858	1,906
包括利益	711,990	1,523,636
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	711,990	1,523,636
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	918,654	908,654	3,307,718	203	1,480,612
当期変動額					
新株の発行	1,206,767	1,206,767			2,413,534
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			715,849		715,849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,206,767	1,206,767	715,849	-	1,697,685
当期末残高	2,125,422	2,115,422	4,023,567	203	217,072

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,817	4,817	28,842	1,446,953
当期変動額				
新株の発行				2,413,534
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				715,849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	958	958	5,262	4,303
当期変動額合計	958	958	5,262	1,701,989
当期末残高	3,858	3,858	34,104	255,036

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,125,422	2,115,422	4,023,567	203	217,072
当期変動額					
新株の発行	1,011,861	1,011,861			2,023,722
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			1,525,543		1,525,543
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,011,861	1,011,861	1,525,543	-	498,178
当期末残高	3,137,283	3,127,283	5,549,111	203	715,251

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,858	3,858	34,104	255,036
当期変動額				
新株の発行				2,023,722
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				1,525,543
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,906	1,906	26,679	24,773
当期変動額合計	1,906	1,906	26,679	473,405
当期末残高	5,764	5,764	7,424	728,441

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	713,858	1,523,258
減損損失	6,975	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	10,877	701,895
受注損失引当金の増減額(は減少)	-	137,190
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	-	33,875
受取利息	115	15,594
利子補給金	192	-
支払利息	35,405	28,100
持分法による投資損益(は益)	20	42
増資関連費用	80,005	71,211
投資有価証券売却損益(は益)	-	63,288
解約違約金	22,259	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	222,828	64,352
棚卸資産の増減額(は増加)	16,104	214,611
前渡金の増減額(は増加)	-	225,925
前払費用の増減額(は増加)	17,519	9,278
未収入金の増減額(は増加)	30,198	104,660
立替金の増減額(は増加)	235,159	644
仕入債務の増減額(は減少)	75,249	434
契約負債の増減額(は減少)	96,214	266
預り金の増減額(は減少)	501,186	499,121
その他	524,459	49,850
小計	263,800	1,798,971
利息の受取額	115	4,603
利息の支払額	30,952	10,681
利子補給金の受取額	627	-
法人税等の還付額	1	17
法人税等の支払額	2,044	1,955
営業活動によるキャッシュ・フロー	296,053	1,806,988
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	704,635
投資有価証券の取得による支出	-	3,000
投資有価証券の売却による収入	-	68,270
貸付けによる支出	-	911,971
貸付金の回収による収入	55,750	301,972
資産除去債務の履行による支出	5,069	-
敷金及び保証金の差入による支出	33,595	5,612
敷金及び保証金の回収による収入	1,418	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,503	1,254,976
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	152,440	-
長期借入金の返済による支出	331,548	221,874
株式の発行による収入	2,372,792	1,993,905
新株予約権の発行による収入	67,500	3,137
新株予約権の消却による支出	17,244	-
増資関連費用の支出	49,154	71,211
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,889,904	1,703,956
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,612,354	1,358,008
現金及び現金同等物の期首残高	115,844	1,728,198
現金及び現金同等物の期末残高	1,728,198	370,190

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において、新株予約権の行使等による資金調達により、債務超過は解消したものの、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。また、当連結会計年度においても、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業及びEX事業における受注活動の遅れにより、売上高は減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、新たな経営陣のもと、これらの状況を解消するための取組を継続しております。具体的には、MS事業における案件利益率の向上及びクリエイターの稼働管理の徹底、EX事業におけるマーチャンダイジング及びツアーやイベントの利益率の改善に加え、当連結会計年度に新たに開始した再生可能エネルギー事業において、系統用蓄電池設備の運転開始及び複数の電力市場（卸電力市場・需給調整市場・容量市場）を活用した安定的な収益の確保を進めることにより、中長期的な収益基盤の多様化及び安定化を図ってまいります。また、現状行っている資金調達を進めるほか、新たな資金調達も検討してまいります。

しかしながら、現時点においては、当該状況を解消するための対応策は実施途上又は検討中であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業の前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社LIVE-ad

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 北京伊藤商貿有限公司

北京伊藤商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

・ 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 未成業務支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

MS事業

MS事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスのうち、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるサービスについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。一方、報告書等の成果物を提供するサービスについては、顧客に当該成果物を納品した時点で顧客が当該成果物に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該納品時点で収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、発電設備等の販売を行っております。発電設備等の販売は、顧客との契約に基づき発電設備等を引き渡し、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(投資有価証券の評価)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	15,458	15,340

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、市場価格のない株式等について、発行会社の財政状態及び将来の事業計画等、期末時点で入手可能な情報を基に慎重に減損の要否を判断しております。

事業計画入手後の状況の変化により、実績が事業計画を下回る場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額（は増加）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。また、前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「預り金の増減額（は減少）」は、表示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた6,925千円は、「未収入金の増減額（は増加）」30,198千円、「預り金の増減額（は減少）」501,186千円、「その他」524,459千円としてそれぞれ組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
投資有価証券(株式)	10,476千円	12,340千円

2 当社グループにおいては、前連結会計年度末において運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しておりましたが、当連結会計年度において解約しております。これらの契約に基づく前連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	90,000千円	- 千円
借入実行残高	90,000	-
差引額	-	-

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当連結会計年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
給与手当	82,748千円	84,555千円
業務委託費	110,152	229,561
貸倒引当金繰入額	1,935	81,102

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示していた「役員報酬」及び「販売促進費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より主要な費目として表示しておりません。なお、前連結会計年度の「役員報酬」は58,200千円、「販売促進費」は67,311千円であります。

3 貸倒引当金繰入額

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社グループの取引先2社に対する債権について取立不能又は取立遅延の恐れが生じたため、回収不能見込額である8,941千円の貸倒引当金繰入額を計上しました。なお、貸倒引当金繰入額は、営業外収益の貸倒引当金戻入額と相殺した純額で計上しております。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

当社グループの取引先3社に対する債権について取立不能又は取立遅延の恐れが生じたため、回収不能見込額である620,792千円の貸倒引当金繰入額を計上しました。なお、貸倒引当金繰入額は、営業外収益の貸倒引当金戻入額と相殺した純額で計上しております。

4 投資有価証券売却益
前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
当社が保有する国内上場株式1銘柄を売却したことによるものであります。

5 減損損失
前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社（東京都渋谷区）	事業用資産	ソフトウェア

当社グループは、原則として、事業用資産は事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。

上記資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,975千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、ソフトウェア6,975千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロと算定しております。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
該当事項はありません。

6 訴訟損失引当金繰入額
前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
係属中の訴訟案件について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。

（連結包括利益計算書関係）
その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）	当連結会計年度 （自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3,858千円	1,906千円
その他の包括利益合計	3,858	1,906

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	6,522,300	13,905,200	-	20,427,500
合計	6,522,300	13,905,200	-	20,427,500
自己株式				
普通株式	208	-	-	208
合計	208	-	-	208

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加13,905,200株は、第三者割当による新株式の発行による増加6,000,000株、新株予約権の行使による増加7,905,200株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	第7回新株予約権 (注)1. (自己新株予約権) (注)2.3.	普通株式	1,900,000 (-)	- (1,416,000)	1,900,000 (1,416,000)	- (-)	- (-)
	第8回新株予約権 (注)4.5.	普通株式	-	15,000,000	7,421,200	7,578,800	34,104
合計		-	-	-	-	-	34,104

(注)1. 第7回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使及び消却によるものであります。

2. 第7回自己新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の取得によるものであります。

3. 第7回自己新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消却によるものであります。

4. 第8回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

5. 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	20,427,500	13,292,700	-	33,720,200
合計	20,427,500	13,292,700	-	33,720,200
自己株式				
普通株式	208	-	-	208
合計	208	-	-	208

（注）普通株式の発行済株式総数の増加13,292,700株は、第三者割当による新株式の発行による増加6,666,700株、新株予約権の行使による増加6,626,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	364
	第8回新株予約権 （注）1.	普通株式	7,578,800	-	6,626,000	952,800	4,287
	第9回新株予約権 （注）2.	普通株式	-	21,333,400	-	21,333,400	2,773
合計		-	-	-	-	-	7,424

（注）1. 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）	当連結会計年度 （自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
現金及び預金勘定	1,728,198千円	370,190千円
現金及び現金同等物	1,728,198	370,190

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関等からの借入や新株式及び新株予約権の発行、新株予約権の行使により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、前渡金、未収入金及び長期未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

未収消費税等は、1年以内に還付予定であります。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金のうち、賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。差入保証金は、訴訟による仮差押えとして法務局へ供託しているものであり、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、主に営業取引に係る資金調達であり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先及び貸付先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先及び貸付先の信用状況を定期的に把握し、取引先及び貸付先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金のうち、敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額に表されております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するためのデリバティブの利用はありません。ただし、今後の金利情勢如何では金利変動リスクを回避するためのデリバティブの導入を検討してまいります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「前渡金」、「短期貸付金」、「未収入金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金(2)	28,851	28,354	497
長期未収入金	564,087		
貸倒引当金(3)	564,087		
	-	-	-
資産計	28,851	28,354	497
長期借入金(4)	417,595	412,375	5,219
負債計	417,595	412,375	5,219

(1) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2025年6月30日)
非上場株式	4,982
関係会社株式	10,476

- (2) 敷金及び保証金のうち、差入保証金については、返還の時期が定まっていない訴訟による仮差押えとして法務局へ供託している部分であり、時価の算定が困難であるため上表に含めておりません。
- (3) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (4) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めております。

当連結会計年度（2026年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金(2)	34,299	33,704	594
長期未収入金	563,889		
貸倒引当金(3)	563,889		
	-	-	-
資産計	34,299	33,704	594
長期借入金(4)	195,721	193,895	1,825
負債計	195,721	193,895	1,825

(1) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2026年6月30日)
非上場株式	3,000
関係会社株式	12,340

(2) 敷金及び保証金のうち、差入保証金については、返還の時期が定まっていない訴訟による仮差押えとして法務局へ供託している部分であり、時価の算定が困難であるため上表に含めておりません。

(3) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(4) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,728,198	-	-	-
売掛金	19,473	-	-	-
未収入金	2,289	-	-	-
未収消費税等	28,971	-	-	-
敷金及び保証金(1)	-	28,851	-	-
合計	1,778,933	28,851	-	-

(1) 敷金及び保証金については、償還予定が確定している敷金のみ記載しており、返還期日を明確に把握できない差入保証金については、償還予定額に含めておりません。

(2) 長期未収入金については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当連結会計年度（2026年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	370,190	-	-	-
売掛金	63,060	-	-	-
前渡金	225,925	-	-	-
短期貸付金	609,999	-	-	-
未収入金	117,940	-	-	-
未収消費税等	48,315	-	-	-
敷金及び保証金（１）	-	34,299	-	-
合計	1,435,430	34,299	-	-

（１）敷金及び保証金については、償還予定が確定している敷金のみ記載しており、返還期日を明確に把握できない
差入保証金については、償還予定額に含めておりません。

（２）長期未収入金については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

２．短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	569,554	-	-	-	-	-
長期借入金	221,874	126,040	69,681	-	-	-
合計	791,428	126,040	69,681	-	-	-

当連結会計年度（2026年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	569,554	-	-	-	-	-
長期借入金	126,040	69,681	-	-	-	-
合計	695,594	69,681	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年6月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	28,354	-	28,354
資産計	-	28,354	-	28,354
長期借入金	-	412,375	-	412,375
負債計	-	412,375	-	412,375

当連結会計年度（2026年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	33,704	-	33,704
資産計	-	33,704	-	33,704
長期借入金	-	193,895	-	193,895
負債計	-	193,895	-	193,895

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金のうち、敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年6月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額4,982千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2026年6月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額3,000千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	68,270	63,288	-
合計	68,270	63,288	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 20名 子会社取締役 1名 外部協力者 1名	当社取締役 3名 当社従業員 9名 外部協力者 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 189,000株	普通株式 2,800,000株
付与日	2016年7月1日	2026年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年7月2日～ 2026年5月30日	2026年4月1日～ 2028年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)及び2023年1月1日付の株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年6月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第2回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	2,800,000
失効	-	-
権利確定	-	2,800,000
未確定残	-	-
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	2,000	-
権利確定	-	2,800,000
権利行使	-	-
失効	2,000	-
未行使残	-	2,800,000

（注）2017年12月1日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）及び2023年1月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2016年5月30日	2026年3月5日
権利行使価格（円）	70	150
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

（注）2017年12月1日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）及び2023年1月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第10回新株予約権
株価変動性（注）1	13.94%
予想残存期間（注）2	1年
予想配当（注）3	0円/株
無リスク利子率（注）4	0.65%

（注）1. 2025年4月1日から2026年3月31日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 直近の配当実績に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年6月30日)	当連結会計年度 (2026年6月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2.	785,141千円	995,979千円
貸倒引当金	255,967	392,173
減損損失	149,094	133,046
前払費用	109,744	109,744
未収入金	64,374	64,374
投資有価証券評価損	17,135	3,260
資産除去債務	377	267
その他	7,454	18,902
繰延税金資産小計	1,389,288	1,717,748
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2.	785,141	995,979
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	604,147	721,769
評価性引当額小計(注)1.	1,389,288	1,717,748
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(注)1. 評価性引当額が328,460千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金及び貸倒引当金に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	-	-	-	-	785,141	785,141
評価性引当額	-	-	-	-	-	785,141	785,141
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	-	-	-	73,169	922,809	995,979
評価性引当額	-	-	-	-	73,169	922,809	995,979
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	241,406千円	19,473千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	19,473	63,060
契約資産(期首残高)	1,699	803
契約資産(期末残高)	803	1,495
契約負債(期首残高)	96,481	266
契約負債(期末残高)	266	-

契約資産は、主にMS事業において進捗度に応じて認識される収益に係る未請求の対価であり、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客から受取った前受対価に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、96,481千円であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、266千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(事業セグメントを識別するために用いた方法及び各報告セグメントに属するサービスの種類)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、提供するサービスを事業単位の基礎として、包括的な戦略を立案し、事業を展開しております。

したがって、当社は、サービス別のセグメントから構成されており、「MS事業」、「EX事業」及び「再生可能エネルギー事業」の3つを報告セグメントとしております。

「MS事業」は、顧客の企業としてのブランド価値や商品・サービスのブランド価値を高めるべく、一般消費者へのイメージアップや認知度・購買意欲の向上等を図るためのソリューションを提供する当社グループの主力事業であります。「EX事業」は、エンターテインメント業界をアップデートするべく、当社グループが培ってきたクリエイティブやデジタル・テクノロジーに関する知見を活用し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながら、新たなエンタメの形を創出する事業であります。「再生可能エネルギー事業」は、世界的に進む脱炭素社会の実現に貢献するとともに、当社グループの収益基盤を長年にわたり安定させることを目的として、系統用蓄電池設備の取得・保有・運用を通じ、卸電力市場・需給調整市場・容量市場等における電力取引により収益を獲得するほか、当該設備を第三者に転売することによる収益の獲得も行うために新たに進出した事業であります。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

マネジメント・アプローチの観点から、経営管理・業績管理体制の見直しを図ることや成長軸をもった持続的成長の実現を目指すこと等、将来の事業展開も踏まえた合理的な検討を行った結果、当連結会計年度より、従来「MX事業」としていた報告セグメントの名称を、「MS事業」に変更しております。これにより、当社グループのビジネスモデルや事業進捗等について、よりの確な開示が行えるものと考えております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

また、当社グループは、従来「MX事業」及び「EX事業」を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より、新規事業である再生可能エネルギー事業を開始したことに伴い、報告セグメントとして「再生可能エネルギー事業」を追加しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称及び区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の
分解情報

前連結会計年度（自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1 .	連結損益計算 書計上額 (注) 2 .
	MS事業	EX事業	再生可能エネ ルギー事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	315,129	3,933	-	319,062	-	319,062
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	315,129	3,933	-	319,062	-	319,062
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	315,129	3,933	-	319,062	-	319,062
セグメント損失（ ）	40,590	225,666	-	266,256	294,957	561,214

（注）１．セグメント損失の調整額 294,957千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

３．セグメント資産の金額は、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1 .	連結損益計算 書計上額 (注) 2 .
	MS事業	EX事業	再生可能エネ ルギー事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	205,104	915	88,363	294,383	-	294,383
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	205,104	915	88,363	294,383	-	294,383
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	205,104	915	88,363	294,383	-	294,383
セグメント利益又は損失（ ）	266,354	51,169	4,572	312,951	512,744	825,695

（注）１．セグメント利益又は損失の調整額 512,744千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

３．セグメント資産の金額は、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年 7月 1日 至 2025年 6月30日）

- 1．製品及びサービスごとの情報
- セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
- 2．地域ごとの情報
- (1) 売上高
- 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産
- 有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社海帆	79,955	MS事業
株式会社大日本印刷	48,527	MS事業

当連結会計年度（自 2025年 7月 1日 至 2026年 6月30日）

- 1．製品及びサービスごとの情報
- セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
- 2．地域ごとの情報
- (1) 売上高
- 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産
- 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社海帆	137,782	MS事業
株式会社FD	88,363	再生可能エネルギー事業
医療法人社団修永会	32,198	MS事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

（単位：千円）

	MS事業	EX事業	再生可能エネルギー事業	全社・消去	合計
減損損失	-	6,975	-	-	6,975

当連結会計年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社及び主要株主	株式会社ネクスタ	東京都小平市	9,900	株式及び有価証券の投資、保有、運用並びに売買	（被所有） 直接 24.4	-	新株予約権の行使（注）	913,040	-	-
							新株予約権の引受（注）	28,260	-	-
その他の関係会社及び主要株主	株式会社アベC	鹿児島県鹿児島市	1,000	経営コンサルティング等	（被所有） 直接 8.6	-	第三者割当増資（注）	900,000	-	-
その他の関係会社及び主要株主	株式会社YourTurn	東京都港区	100	不動産売買、仲介、コンサルティング、開発及び投資業	（被所有） 直接 6.0	-	新株予約権の行使（注）	405,180	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- （1）資金の借入の利率は、当社の財政状況等を勘案して合理的に決定しております。
- （2）新株予約権の行使は、2024年5月9日開催の取締役会決議に基づき付与された第7回新株予約権及び2024年12月5日開催の取締役会決議に基づき付与された第8回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。これらの取引により、株式会社ネクスタは、当社のその他の関係会社及び主要株主に該当することとなりました。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、当連結会計年度末時点の割合を記載しております。また、株式会社YourTurnは、当社の主要株主の異動により、関連当事者に該当しないこととなりましたので、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、関連当事者ではなくなった時点の割合を記載しております。
- （3）新株予約権の引受は、2024年12月5日開催の取締役会決議に基づき付与された第8回新株予約権の発行を新株予約権1個につき450円で引き受けたものであります。なお、発行価額は、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。
- （4）第三者割当増資は、2024年12月5日開催の取締役会決議に基づき当社が行った第三者割当増資を1株につき150円で引き受けたものであります。なお、発行価額は、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。この取引により、株式会社アベCは、当社のその他の関係会社及び主要株主に該当することとなりましたが、その後当社の主要株主の異動により、関連当事者に該当しないこととなりましたので、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、関連当事者ではなくなった時点の割合を記載しております。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の 関係会社 及び 主要株主	KANDB INVESTMENT L.L.C	アラブ 首長国 連邦 ドバイ	300 千AED	投資事業	（被所有） 直接 23.7	-	第三者割 当増資 （注）	1,000,005	-	-
							新株予約 権の引受 （注）	2,773	-	-
							新株予約 権の行使 （注）	199,950	-	-
その他の 関係会社 及び 主要株主	株式会社 ネクスタ	東京都 小平市	9,900 千円	株式及び有 価証券の投 資、保有、 運用並びに 売買	（被所有） 直接 9.2	-	新株予約 権の行使 （注）	387,000	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- （1）第三者割当増資は、2026年3月5日開催の取締役会決議に基づき当社が行った第三者割当増資を1株につき150円で引き受けたものであります。なお、発行価額は、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。この取引により、KANDB INVESTMENT L.L.Cは、当社のその他の関係会社及び主要株主に該当することとなりました。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、当連結会計年度末時点の割合を記載しております。
- （2）新株予約権の引受は、2026年3月5日開催の取締役会決議に基づき付与された第9回新株予約権の発行を新株予約権1個につき13円で引き受けたものであります。なお、発行価額は、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。
- （3）新株予約権の行使は、2024年12月5日開催の取締役会決議に基づき付与された第8回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。また、株式会社ネクスタは、当社の主要株主の異動により、関連当事者に該当しないこととなりましたので、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、関連当事者ではなくなった時点の割合を記載しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	伊達 晃洋	-	-	当社代表取締役社長 （注）2.	-	当社代表取締役社長	資金の借入 （注）1.	107,559	短期借入金	569,554
役員	吉川 元宏	-	-	当社取締役	-	当社取締役	資金の借入 （注）1.	100,000	-	-

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

（1）伊達晃洋氏からの資金の借入は、無利息であります。

（2）吉川元宏氏からの資金の借入の利率は、当社の財政状況等を勘案して合理的に決定しております。

2．伊達晃洋氏は、2024年9月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって当社代表取締役社長を退任いたしましたので、当連結会計年度においては、取引金額は退任するまでの期間の金額を、期末残高は退任した時点の金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	伊藤 繁三	-	-	株式会社エゴ革の代表取締役	（被所有） 直接 11.1	-	新株予約権の行使 （注）	199,950	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の行使は、2024年12月5日開催の取締役会決議に基づき付与された第8回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり純資産額	10.81円	21.38円
1 株当たり当期純損失 ()	69.81円	56.38円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2025年 7 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	715,849	1,525,543
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	715,849	1,525,543
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,254,052	27,054,462
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権 の数75,808個 (普通株式 7,580,800株))。	新株予約権 3 種類 (新株予約権 の数250,862個 (普通株式 25,086,200株))。

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 6 月30日)	当連結会計年度 (2026年 6 月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	255,036	728,441
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	34,104	7,424
(うち新株予約権 (千円))	(34,104)	(7,424)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	220,931	721,016
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	20,427,292	33,719,992

(重要な後発事象)

(系統用蓄電池設備の完工及び運用の開始)

当社は、2025年10月27日開催の取締役会において、新たな事業を開始し固定資産を取得することを決議し、2026年7月1日付で全ての工事及び系統連系が完了し、2026年7月4日付で運用を開始いたしました。

1. 工事完工及び運用開始の概要

当社は、再生可能エネルギー事業への進出に伴い取得を進めてまいりました、鳥取県境港市所在の系統用蓄電池設備について、2026年7月1日付で全ての建設工事及び電力会社との系統連系(1)が完了し、2026年7月4日付で運用を開始いたしました。

本設備は、昼間に発生する再生可能エネルギーの余剰電力を一時的に蓄電し、夕方以降の需要ピーク時に放電・売電を行う「ピークシフト型」運用を通じて、需給調整市場(2)への参入及び電力取引の最適化を図るものであります。

(1) 系統連系とは、電力会社が持つ送配電ネットワークに自社の設備を物理的・電氣的に接続し、電気を受電又は売電できる状態にすることであります。

(2) 需給調整市場とは、電気の需要と供給のバランスを保つための「調整力」を売買する市場のことであります。

2. 運用方法の概要

当該設備は、運用開始後約3ヶ月間は試験的に「ピークシフト型」運用を行い、その後、需給調整市場における「一次調整力市場」へ参入する予定であります。

一次調整力とは、電力の周波数の乱れを瞬時に抑えるための調整力であり、10秒以内に出力を増減させる必要がある等、需給調整市場の中で最も速い応答が求められる商品であります。蓄電池は瞬時の出力調整に優れるため、一次調整力との相性が良く、比較的高い単価での取引が期待されます。

当社は、試験運用を経て当該設備を一次調整力市場での運用へ移行することで、設備稼働率の向上と収益基盤の安定化を図ってまいります。

3. 運用開始遅延の理由

当該設備の運用開始時期については、2026年4月を予定しておりましたが、世界的な変圧器の材料不足とデータセンター等での需要急増を背景に、キュービクル(高圧受電設備)が市場全体で深刻な品薄状態となり、その影響を受けたキュービクルの納品遅延により、当初の予定から約3ヶ月延期となりました。

なお、取得した設備の仕様・容量等に変更はなく、当初の事業計画どおりの設備が完成しております。

4. 運用を開始した系統用蓄電池設備の概要

所在地	鳥取県境港市高松町字五輪松
A C 容量	1,999.9kW
D C 容量	8,128kW
バッテリー	HUAWEI (LUNA2000-2.0MWH-2H1) 2,032kWh × 4 基
パワーコンディショナー	HUAWEI (LUNA2000-100KTL-NHH1) 100kW × 24 台
エネルギーマネジメントシステム	EMS (フリー)

5. 日程

取締役会決議日	2025年10月27日
工事完了・系統連系日	2026年7月1日
運用開始日	2026年7月4日

6. 今後の見通し

当該設備の運用開始に伴う翌連結会計年度の売上高への寄与については、需給調整市場における上限の引き下げを考慮した上で当初の予算よりも保守的に算出し、約280百万円を見込んでおります。

なお、当該設備は、試験運用を経て一次調整力市場での運用へ移行する予定であり、移行後は同市場を収益の主軸とすることで、収益基盤の安定化を図ってまいります。

(業務提携及び特別高圧蓄電池プラント事業への参画)

当社は、諾亜建設株式会社(以下、「諾亜建設社」という。)との間で、蓄電池プラント事業に関する業務提携を行い、特別高圧蓄電池プラント事業へ参画することとし、2026年7月3日付で業務提携契約を締結し、事業を開始いたしました。

1. 業務提携の理由

世界的な脱炭素社会への移行と電力需給の調整力確保を背景に、系統用蓄電池市場は急速に拡大しております。

当社は、これまで高圧規模を中心とした系統用蓄電池設備の取得・運営を推進してまいりましたが、より大規模で事業性の高い特別高圧規模の蓄電池プラント事業への参画を成長戦略の重点分野と位置づけております。

諾亜建設社は、特別高圧規模を含む蓄電池プラントについて、用地に関する権利、系統連系(接続)に係る権利・ID、及び事業実施に必要な許認可を多数取得・保有しております。

当該業務提携により、当社は同社が保有する土地及び権利の開発に参画し、特別高圧蓄電池プラントの完成及び運用に携わることで、当社蓄電池事業の事業領域を拡大してまいります。

2. 業務提携の内容及び各社の役割

(1) 当社

諾亜建設社が保有又は取り扱う、系統連系及び必要な許認可の取得が完了し運転可能な状態にある特別高圧蓄電池プラント(約25件・合計約790MW/うち特別高圧級 約21件)において、代理店業務として、それぞれの案件において導入・取得・運営を希望する開発事業者の選定や紹介、蓄電池システムの部材の調達及び確保を担います。

対象には、特別高圧蓄電池プラントにおける、当該設備に付属する土地に関する権利、接続権に関する権利、蓄電池システム、アグリゲーター契約等が含まれます。

特に、蓄電池システムについては、当社から開発事業者に対し直接納品し、支援を行う方針であります。

(2) 諾亜建設社

特別高圧蓄電池プラント用地及び権利の取得・保有建設業者の選定を担います。

3. 業務提携先の概要

名称	諾亜建設株式会社	
所在地	東京都中野区本町2丁目46番1号 サンブライトツインビル	
代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 仲娜	
事業内容	エネルギー関連事業(発電事業(系統用蓄電池を含む。))水素事業・脱炭素事業等)に係る製品・システム・サービスの開発・製造・販売	
資本金	99,000千円	
設立年月	2018年10月	
大株主及び持株比率	鈴木 仲娜 100.0%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

4. 日程

業務提携契約締結日	2026年7月3日
事業開始日	2026年7月3日

5. 今後の見通し

当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は軽微であると見込んでおります。

諾亜建設社が保有する特別高圧蓄電池プラントは、2年以内の系統連系が可能な案件も多く、特別高圧蓄電池の中では比較的早い運用開始が見込まれます。

また、当社としても代理店業務のみならず、将来的には事業資金を確保した上で、開発事業者として特別高圧蓄電池プラントの開発及び保有を目指しております。

(業務提携及び資金調達)

1. 業務提携

当社は、不動産クラウドファンディング「CAMEL」を運営する株式会社グローバルクラウドエステート（以下、「グローバルクラウドエステート社」という。）との間で、当社の再生可能エネルギー事業における資金確保及びファイナンス面で業務提携を行うこととし、2026年7月9日付で業務提携契約を締結いたしました。

(1) 業務提携の理由

当社は、再生可能エネルギー事業において系統用蓄電池事業及び特別高圧蓄電池事業を推進しており、2026年7月には蓄電池1号基（鳥取県境港市）が運転を開始し、2号基以降の開発及び特別高圧領域への展開を進めております。

蓄電池事業の成長速度は、開発パイプラインの拡大に対応できる資金調達基盤をいかに構築するかに大きく左右されます。当社は、事業用地の取得から建設、運転開始、その後の借換えに至る各段階に応じた多様な資金調達手段を確保することが、事業拡大の鍵になると考えております。

グローバルクラウドエステート社は、不動産特定共同事業法（以下、「不特法」という。）に基づく事業者（第1号・第2号事業者、電子取引業務）として不動産クラウドファンディング「CAMEL」を運営しており、国内外の不動産に加え、特別高圧蓄電池施設等のインフラ関連資産を対象とするファンドの組成実績を有する、この分野の先駆的なプレイヤーであります。

当該業務提携により、当社は、個人投資家の皆様の資金を蓄電池インフラの整備につなげる新たな資金循環の仕組みを同社とともに構築し、「開発→クラウドファンディングによる調達→建設→金融機関等への借換え→長期運営」という資金調達サイクルの確立を目指します。これにより、複数プロジェクトの並行推進を可能とする資金調達基盤を整え、蓄電池ポートフォリオの構築を加速させてまいります。

(2) 業務提携の内容

当該業務提携契約は、以下の事項に関する協力の枠組みを定めるものであります。

なお、当該業務提携は非独占的なものであり、当該業務提携契約は、個別のファンド組成、資金調達又は資金の拠出を両社に義務付けるものではありません。

また、個別の案件に係る具体的な条件は、案件ごとに両社協議の上、別途締結する個別契約において定めることとしており、当該業務提携契約の締結自体により当社に金銭債務は発生いたしません。

蓄電池関連プロジェクトに係る事業用地・施設等の不動産を対象とする不特法に基づくファンドの組成及び「CAMEL」を通じた出資募集による資金調達支援

開発・建設期間中の短期資金（つなぎ資金）の組成に係る検討及び協力

金融機関、リース会社等への借換え（リファイナンス）の円滑な実行に向けた協力

ファンド設計及び蓄電池事業に係る専門的知見の相互提供

対象事業に関連する案件情報の相互提供

(3) 業務提携先の概要

名称	株式会社グローバルクラウドエステート	
所在地	神奈川県川崎市川崎区小川町7番地4 アービラ川崎	
代表者の役職・氏名	代表取締役 河野 勇樹	
事業内容	不動産特定共同事業（不動産クラウドファンディング「CAMEL」の運営）、不動産（売買・賃貸・管理及び仲介）、経営コンサルティング業	
資本金	101,190千円	
設立年月日	2012年1月11日	
大株主及び持株比率	株式会社グランエース 39.3% 株式会社ジャパンメデュケーション 27.2% 株式会社サンライフコーポレーション 15.1% 株式会社RWAマーケティング 12.1%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(4) 日程

業務提携契約締結日	2026年7月9日
事業開始予定時期	2026年7月

(5) 今後の見通し

当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は現在精査中であります。

当社は、当該業務提携を通じて資金調達の基盤を強化し、系統用蓄電池及び特別高圧蓄電池の開発パイプラインの拡大と、その着実な収益化を加速させてまいります。再生可能エネルギーインフラの整備を個人投資家の皆様とともに推進する当該業務提携は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

2. 資金調達

当社は、2026年7月15日開催の取締役会において、グローバルクラウドエステート社との間での基本契約に定める協力の枠組みに基づき、当社が推進する系統用蓄電池事業のうち、鳥取県境港市案件及び山口県長門市案件の2案件について、同社との間で、事業用地に係る土地賃貸借契約を締結し、資金の確保を行うことを決議し、同日付で土地賃貸借契約を締結いたしました。

(1) 資金調達の理由

当社は、2026年7月に蓄電池1号基（鳥取県境港市）の運転を開始しているほか、「（固定資産の取得）1. 2026年7月10日開催の取締役会決議における固定資産の取得」に記載のとおり、2号基（山口県長門市）の開発も進めております。

再生可能エネルギー事業の推進を加速させるべく「開発→クラウドファンディングによる調達（ ）→建設→金融機関等への借換え→長期運営」という資金調達サイクルの確立に向けた第一弾の取り組みとして、両案件について、グローバルクラウドエステート社との間で事業用地に係る土地賃貸借契約をそれぞれ締結し、その保証金により当該用地の取得価額等に充当する資金を確保するものであります。

（ ）当社が直接クラウドファンディングにより調達を行うのではなく、グローバルクラウドエステート社が「CAMEL」を通じて当該資金を募集いたします。

(2) 資金調達の内容

当社は、グローバルクラウドエステート社との間で、以下のとおり案件ごとに土地賃貸借契約を締結いたしました。当社は同契約に基づき、当社が所有する事業用地をグローバルクラウドエステート社に賃貸し、その保証金として資金の交付を受けます。

鳥取県境港市案件

契約先	株式会社グローバルクラウドエステート
契約形態	土地賃貸借契約（当社所有の事業用地を同社に賃貸）
契約締結日	2026年7月15日
対象不動産	鳥取県境港市高松町字五輪松内の土地9区画 （合計1,018㎡、系統用蓄電池用地）
契約期間	2026年10月1日～2027年2月28日
保証金	450,000千円（注）

（注）クラウドファンディングの進捗次第で、金額が変動する場合があります。

山口県長門市案件

契約先	株式会社グローバルクラウドエステート
契約形態	土地賃貸借契約（当社所有の事業用地を同社に賃貸）
契約締結日	2026年7月15日
対象不動産	山口県長門市置下字東植野内の土地5区画 （合計3,753.55㎡、系統用蓄電池用地）
契約期間	2026年10月1日～2027年2月28日
保証金	450,000千円（注）

（注）クラウドファンディングの進捗次第で、金額が変動する場合があります。

(3) 日程

取締役会決議日	2026年7月15日
土地賃貸借契約締結日	2026年7月15日
保証金入金日	2026年7月31日

(4) 今後の見通し

当該契約の締結及び資金確保により、資金調達基盤を強化し、各事業計画を着実に推進することが可能となります。

なお、当該契約の締結により、当社における蓄電池設備の建設及び事業運営に影響はありません。

また、当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は現在精査中であります。

(固定資産の取得)

1 . 2026年 7 月10日開催の取締役会決議における固定資産の取得

当社は、2026年 7 月10日開催の取締役会において、固定資産となる土地及び系統連系統続権を含む系統用蓄電池設備を取得（当該設備に係る売買契約上の買主の地位の承継。以下、「本件」という。）することを決議いたしました。

(1) 取得の理由

当社は、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い重要性が高まる需給調整力及び系統安定化に資する系統用蓄電池事業を、中長期にわたる安定的な収益基盤と位置付け推進しております。

当社は既に 1 件の系統用蓄電池設備を保有しておりますが、本件は、当社保有蓄電池設備の 2 号基として、事業規模の拡大及び収益源の多様化を図るものであります。

当該設備は、系統連系条件を確保済みであり早期の運転開始が可能な案件であるとともに、卸電力市場・需給調整市場・容量市場といった複数の電力市場を活用した安定的な収益が見込まれるため、保有を目的に取得を決定いたしました。

(2) 取得予定資産の内容

電力接続権
事業用地所有権
電力接続費
蓄電池設備一式

- (注) 1 . 取得予定資産の取得価額（譲渡人からの譲渡価額及び売主からの取得価額の合算）は、750,000千円であります。
- 2 . 本件は、当該設備に係る売買契約及び土地売買契約上の買主の地位を、契約上の地位譲渡により承継する方法による取得であり、当社は、これらの契約に基づく売買代金の支払義務その他の買主としての義務を承継いたします。なお、当該設備は現在開発中であります。

(3) 取得先の概要

契約上の地位の譲渡人

名称	ReYuu Japan株式会社	
所在地	大阪府大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番30号 OAPタワー	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 谷口 領	
事業内容	スマートフォン・タブレット・パソコンを中心とするリユース製品の売買及びレンタル業	
資本金	431,000千円	
設立年月日	1988年 6 月15日	
大株主及び持株比率	SEACASTLE SINGAPORE PTE . LTD . 16.1% 株式会社SBI証券 7.3% 株式会社Showcase Capital 7.2% 兼松コミュニケーションズ株式会社 6.6%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と同社は、AI データセンター領域の共同事業を目的とするAI Data Partners株式会社に共同出資しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

売買契約の売主

名称	株式会社クラフトコーポレーション	
所在地	広島県広島市安佐南区西原 2 丁目 9 番37号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 松苗 晃	
事業内容	清掃、設備点検、警備、工事、コンサルタント業務、指定管理業務、ホテル運営等	
資本金	50,000千円	
設立年月日	1998年 8 月 3 日	
大株主及び持株比率	アークサービス株式会社 90.0% abc株式会社 10.0%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(4) 日程

取締役会決議日	2026年 7 月10日
地位譲渡契約締結日	2026年 7 月10日
効力発生日（取得実行日）	2026年 7 月10日
固定資産取得費用支払予定日	契約金（18％）：2026年 7 月10日 部材発注費（35％）：2026年 7 月31日 工事費・連系費（38％）：2026年 9 月30日 土地・運用費（9％）：2026年10月30日
設備納品予定時期	2026年 8 月
工事予定期間	設備納品後 1 ヶ月程度
運用開始予定時期	2026年10月

(5) 今後の見通し

本件に関しては、増資資金及び自己資金又は将来的な金融機関等からの借入金を充当する予定であります。

当該設備の運転開始後は、卸電力市場での 3 ヶ月程度の運用後、2027年 1 月頃から需給調整市場を中心とした複数の電力市場での運用により、安定的な収益の獲得を見込んでおります。

なお、翌連結会計年度の業績への影響は、180百万円の売上高を見込んでおります。

2. 2026年8月6日開催の取締役会決議における固定資産の取得

当社は、2026年8月6日開催の取締役会において、固定資産となる土地及び系統連系統続権を含む系統用蓄電池設備を取得（以下、「本件」という。）することを決議いたしました。

(1) 取得の理由

当社は、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い重要性が高まる需給調整力及び系統安定化に資する系統用蓄電池事業を、中長期にわたる安定的な収益基盤と位置付け推進しております。

当社は既に複数の系統用蓄電池設備を保有しておりますが、本件は、当社保有蓄電池設備の3号基として、事業規模の拡大及び収益源の多様化を図るものであります。

当該設備は、一般送配電事業者への連系工事負担金の支払いが完了し系統連系条件を確保済みの案件であるとともに、卸電力市場・需給調整市場・容量市場といった複数の電力市場を活用した安定的な収益が見込まれるため、取得を決定いたしました。

(2) 取得予定資産の内容

事業用地所有権

電力接続権（系統連系に係る事業者の地位）

連系工事負担金

蓄電池設備一式

（注）1. 取得予定資産の取得価額（土地及び設備の取得価額の合算）は、820,000千円であります。

2. 当社と取得先との間には、記載すべき資本関係・人的関係はありませんが、再生可能エネルギー事業分野における取引実績があります。なお、取得先は当社の関連当事者に該当いたしません。

(3) 系統用蓄電池設備の概要

所在地	中部電力パワーグリッド管轄エリア内 静岡県浜松市（地積：919㎡）
A C 容量	1,960.0kW
D C 容量	8,128.0kW
バッテリー	HUAWEI（LUNA2000-2.0MWH-2H1）
パワーコンディショナー	HUAWEI（LUNA2000-100KTL-NHH1）

(4) 日程

取締役会決議日	2026年8月6日
売買契約締結日	2026年8月6日
効力発生日（取得実行日）	2026年8月17日
固定資産取得費用支払予定時期	手付金（1％）：2026年8月6日 契約金（29％）：2027年8月17日 部材発注費（30％）：2027年10月 工事費（30％）：2028年1月 土地・連系費（10％）：2028年4月
設備納品予定時期	2028年4月
工事予定期間	設備納品後1ヶ月程度
運用開始予定時期	2028年5月

(5) 今後の見通し

本件による翌連結会計年度の売上高への寄与については、軽微であります。

なお、当該設備は、系統連系後に試験運用を経て一次調整力市場での運用へ移行する予定であり、移行後は同市場を収益の主軸とすることで、収益基盤の安定化を図ってまいります。

また、今後の市場動向の変化によっては、当社での保有のみならず、販売用資産への切り替え等も含め複数の出口戦略を柔軟に検討してまいります。

3. 2026年8月6日開催の取締役会決議における固定資産の取得

当社は、2026年8月6日開催の取締役会において、固定資産となる土地及び系統連系接続権を含む系統用蓄電池設備を取得（以下、「本件」という。）することを決議いたしました。

(1) 取得の理由

当社は、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い重要性が高まる需給調整力及び系統安定化に資する系統用蓄電池事業を、中長期にわたる安定的な収益基盤と位置付け推進しております。

当社は既に複数の系統用蓄電池設備を保有しておりますが、本件は、当社保有蓄電池設備の4号基として、事業規模の拡大及び収益源の多様化を図るものであります。

当該設備は、一般送配電事業者への連系工事負担金の支払いが完了し系統連系条件を確保済みの案件であるとともに、卸電力市場・需給調整市場・容量市場といった複数の電力市場を活用した安定的な収益が見込まれるため、取得を決定いたしました。

(2) 取得予定資産の内容

事業用地所有権

電力接続権（系統連系に係る事業者の地位）

連系工事負担金

蓄電池設備一式

（注）1. 取得予定資産の取得価額（土地及び設備の取得価額の合算）は、820,000千円であります。

2. 当社と土地の取得先との間には、記載すべき資本関係・人的関係はありませんが、再生可能エネルギー事業分野における取引実績があります。なお、取得先は当社の関連当事者に該当いたしません。

3. 当社と系統連系接続権を含む系統用蓄電池設備の取得先との間には、記載すべき人的関係及び取引関係はありませんが、取得先は当社発行の第8回新株予約権を保有しております。

(3) 系統用蓄電池設備の概要

所在地	九州電力送配電管轄エリア内 佐賀県鳥栖市（地積：779㎡）
A C 容量	1,959.9kW
D C 容量	8,128.0kW
バッテリー	HUAWEI（LUNA2000-2.0MWH-2H1）
パワーコンディショナー	HUAWEI（LUNA2000-100KTL-NHH1）

(4) 日程

取締役会決議日	2026年8月6日
売買契約締結日	2026年8月6日
効力発生日（取得実行日）	2026年8月6日
固定資産取得費用支払予定時期	契約金（30％）：2026年8月6日 部材発注費（30％）：2027年11月 工事費（30％）：2028年5月 土地・連系費（10％）：2028年11月
設備納品予定時期	2028年11月
工事予定期間	設備納品後1ヶ月程度
運用開始予定時期	2028年12月

(5) 今後の見通し

本件による翌連結会計年度の売上高への寄与については、軽微であります。

なお、当該設備は、系統連系後に試験運用を経て一次調整力市場での運用へ移行する予定であり、移行後は同市場を収益の主軸とすることで、収益基盤の安定化を図ってまいります。

また、今後の市場動向の変化によっては、当社での保有のみならず、販売用資産への切り替え等も含め複数の出口戦略を柔軟に検討してまいります。

(業務提携及び新たな事業の開始)

当社は、2026年8月5日開催の取締役会において、株式会社GAKUSEI RUNWAY（以下、「GAKUSEI RUNWAY社」という。）との間で業務提携を行い、同社が展開する学生参加型ファッションイベント「学生ランウェイ」のフランチャイズに加盟する「学生ランウェイエリアイベント」基本契約を締結し、新たに学生ランウェイエリアイベント事業を開始することを決議し、同日付で業務提携契約及び「学生ランウェイエリアイベント」基本契約を締結いたしました。

1. 業務提携の理由及び事業開始の趣旨

当社は、EX事業を展開しており、エンターテインメントの力を活用した企業のマーケティング支援及びIP・イベント領域における収益基盤の拡大を成長戦略として推進しております。

GAKUSEI RUNWAY社は、日本最大級のファッションイベント「関西コレクション」を擁するKansai Collection Groupの一員として、学生が主役となるランウェイイベント「学生ランウェイ」を企画・運営しております。「学生ランウェイ」は2023年6月の初回イベントから継続的に開催されており、直近では同社の運営において、2026年5月に大阪、同年6月に名古屋で開催実績を有しているほか、フランチャイズ方式による全国展開を進めております。

同イベントは、出演する学生モデルの育成・マネジメントノウハウ、専用管理システム、著名ゲストのキャスティング網、地域密着型のスポンサー営業モデル等を強みとしております。

当社は、当該業務提携により同社のブランド、ノウハウ及び運営システムの提供を受け、神奈川県エリアにおける「学生ランウェイエリアイベント」の開催権を取得いたします。学生・Z世代との継続的な接点を持つリアルイベントを当社自ら開催・運営することで、当社が強みとするクリエイティブ制作力、デジタルマーケティング力及びスポンサー営業力とのシナジーを創出し、クライアント企業に対する新たな協賛・広告メニューの提供、Z世代向けマーケティングソリューションの強化及びEX事業の収益拡大が可能になると判断し、当該業務提携及び当該事業の開始を決定いたしました。

2. 新たな事業の概要

(1) 新たな事業の内容

当該事業は、神奈川県エリアにおいて学生参加型ランウェイイベント「学生ランウェイエリアイベント」を企画・開催・運営する事業であります。同イベントは、年2回の開催を予定しております。

(2) 当該事業の開始のために特別に支出する予定額及び内容

契約時初期費用	加盟金：20,000千円
	保証金：10,000千円（注）1
	研修費：1,000千円
開催・運営費用	1回の開催につき32,500千円（注）2

- （注）1. 保証金は、当該契約及び関連契約に基づき当社がGAKUSEI RUNWAY社に対して負担する債務を担保するための預託金であり、費用として支出するものではありません。
2. 開催・運営費用は、GAKUSEI RUNWAY社が提示する本部モデル収支を基にした概算値であり、当社の事業計画の策定に伴い変動する可能性があります。

３．業務提携の内容及び各社の役割

(１) 業務提携の内容

当社は、当該契約に基づき、GAKUSEI RUNWAY社をフランチャイズ本部とするフランチャイズ加盟者（エリアイベント）として、契約地域（神奈川県エリア）において「学生ランウェイエリアイベント」を開催する権利を取得します。

(２) 各社の役割

当社

出演するランウェイモデル（学生）の募集・オーディションの実施、地域企業を中心としたスポンサー営業、チケット及び物販の販売、イベント当日の運営等を行います。

GAKUSEI RUNWAY社

当社に対し、商標等の使用許諾、開業前研修の実施、イベント運営ノウハウの開示、学生ランウェイ管理システムの提供、キービジュアル・Web制作等のイベントプロデュース、ゲストのキャスティング支援、WEB・SNSを通じた宣伝広告活動等の支援を行います。

４．業務提携先の概要

名称	株式会社GAKUSEI RUNWAY	
所在地	大阪府吹田市千里山西 1 丁目26番10号 Yuki千里山	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中川 みのり	
事業内容	イベント制作、フランチャイズ事業、キャスティング事業	
資本金	3,000千円	
設立年月日	2025年10月 1 日	
大株主及び持株比率	中川 みのり 51.0% 中川 康之 49.0%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

５．日程

取締役会決議日	2026年 8 月 5 日
業務提携契約及び「学生ランウェイエリアイベント」基本契約締結日	2026年 8 月 5 日
事業開始予定時期	2026年 8 月

６．今後の見通し

当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は現在精査中であります。

（固定資産の保有目的の変更）

当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、2025年11月28日開催の取締役会において取得を決議した固定資産について、保有目的を変更し、固定資産から販売用不動産へ振り替えることを決議し、同日付で振り替えを行いました。

1．変更の理由及び目的

当社は、世界的に進む脱炭素社会の実現に貢献するとともに、当社の収益基盤を長期にわたり安定させ、早期黒字化を実現するため、再生可能エネルギー事業の事業用資産として当該資産を取得いたしました。

当該資産については、当社が自社所有資産として取得したものの、取得当初より将来的に販売することにも視野に入れており、当該取引を通じた収益機会の創出を目的としておりました。

このたび、複数の販売先候補との交渉が進捗していることを踏まえ、当該資産の販売を行う方針を決定いたしました。

当該決定に伴い、当該資産の保有目的を事業用資産から販売目的の資産へ変更し、固定資産から販売用不動産（棚卸資産）へ振り替えるものであります。当該資産の売却により、資産効率の向上及び早期の収益獲得を図ってまいります。

2．変更対象資産の概要

変更対象資産	事業用地所有権 電力接続権
所在地	山形県飽海郡遊佐町比子字服部興野
帳簿価額	90,000千円
当初の保有目的	固定資産（再生可能エネルギー事業の事業用資産）
変更後の保有目的	販売用不動産

3．日程

取締役会決議日	2026年8月7日
振替日	2026年8月7日
売却予定時期	2026年10月～12月

4．今後の見通し

当該振り替えは、当該資産の保有目的の変更に伴う勘定科目の振り替えであり、振り替え自体による翌連結会計年度の業績への影響はありません。

なお、売却が実現した場合には、売却額は売上高として計上する予定であり、当該資産を活用した事業活動による翌連結会計年度の売上高への寄与については、約20百万円を上回ると見込んでおります。

(販売用不動産の売却)

当社は、2026年8月10日開催の取締役会において、取得済みの系統用蓄電池開発用地及び発電設備等への送電系統に係る権利を売却(以下、「本件」という。)することを決議し、同日付で売買契約を締結し、決済及び引き渡しを行いました。

1. 売却物件の概要

所在地	福井県若狭町
地積	3,007㎡
権利の内容	発電設備等の送電系統への連系及び電力系統の安定化サービス契約への申込みが完了次第、接続する系統枠を確保した事業者たる地位及び当該地位に基づく一切の権利。

2. 売却価額及び売却先との関係

系統用蓄電池開発用地及び権利の売却価額は、116百万円であります。

なお、当社と売却先の間には、記載すべき資本関係・人的関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

3. 日程

取締役会決議日	2026年8月10日
売買契約締結日	2026年8月10日
決済及び引渡日	2026年8月10日

4. 今後の見通し

本件による翌連結会計年度の業績への影響は、約116百万円の売上高及び18百万円の売上総利益を見込んでおります。

また、今後も同様のビジネスモデルにて取得と売却を継続的に行う予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	569,554	569,554	-	-
1年内返済予定の長期借入金	221,874	126,040	3.67	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	195,721	69,681	5.51	2027年7月～ 2028年6月
合計	987,149	765,275	-	-

(注)1.「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.短期借入金については、無利息であります。

3.長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	69,681	-	-	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	166,375	294,383
税金等調整前中間(当期)純損失()(千円)	252,703	1,523,258
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失()(千円)	253,343	1,525,543
1株当たり中間(当期)純損失()(円)	10.64	56.38

訴訟

(株式会社ケーエムミュージックによる報酬等の支払いを求める訴訟)

当社は、株式会社ケーエムミュージックより、2023年3月13日付で締結した業務委託契約に関し、報酬等の支払いを求める報酬等支払請求権27,649千円の提起を受けておりましたが、2026年4月30日付で20,000千円を支払い和解が成立いたしました。

(当社による報酬の返還を求める訴訟及び合同会社reviveによる未払報酬等の支払いを求める反訴)

当社は、当社が合同会社reviveに対して提起した不当利得等返還請求訴訟に対し、同社が当社に対して行ったフィナンシャルアドバイザー契約に基づく未払報酬33,000千円及び遅延損害金の支払いを求める反訴の提起を受けております。

当該請求及び反訴請求に関し、2026年6月11日付で東京地方裁判所にて当社の請求をいずれも棄却し、当社に対し33,000千円及び遅延損害金の支払いを命ずる判決の言渡しがありました。当社は当該判決を不服として2026年6月26日付で控訴しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,728,091	370,153
売掛金	19,473	63,060
契約資産	803	1,495
仕掛販売用不動産	-	98,000
未成業務支出金	20,782	137,394
前渡金	-	225,925
前払費用	9,395	18,341
短期貸付金	-	609,999
未収入金	1,347,193	117,940
未収消費税等	28,971	48,315
その他	-	14,527
貸倒引当金	134,883	682,290
流動資産合計	2,019,827	1,022,862
固定資産		
有形固定資産		
土地	-	90,000
建設仮勘定	-	614,635
有形固定資産合計	-	704,635
投資その他の資産		
投資有価証券	4,982	3,000
関係会社株式	13,996	13,996
出資金	10	10
敷金及び保証金	61,851	67,299
関係会社長期未収入金	-	135,139
長期未収入金	447,370	447,172
その他	-	20,588
貸倒引当金	447,370	602,386
投資その他の資産合計	80,840	84,820
固定資産合計	80,840	789,456
資産合計	2,100,667	1,812,319

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,695	3,261
短期借入金	² 569,554	² 569,554
1年内返済予定の長期借入金	221,874	126,040
関係会社事業損失引当金	48,108	48,204
受注損失引当金	-	137,190
訴訟損失引当金	-	33,875
契約負債	266	-
未払金	¹ 274,108	63,951
未払法人税等	19,142	26,825
未払費用	6,850	-
預り金	502,790	3,637
流動負債合計	1,646,390	1,012,540
固定負債		
長期借入金	195,721	69,681
固定負債合計	195,721	69,681
負債合計	1,842,111	1,082,221
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,125,422	3,137,283
資本剰余金		
資本準備金	2,115,422	3,127,283
資本剰余金合計	2,115,422	3,127,283
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,016,189	5,541,690
利益剰余金合計	4,016,189	5,541,690
自己株式	203	203
株主資本合計	224,451	722,672
新株予約権	34,104	7,424
純資産合計	258,556	730,097
負債純資産合計	2,100,667	1,812,319

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
売上高	319,062	294,383
売上原価	300,417	456,074
売上総利益又は売上総損失()	18,645	161,691
販売費及び一般管理費	539,221	663,978
営業損失()	520,576	825,669
営業外収益		
受取利息	115	15,594
利子補給金	192	-
還付加算金	317	22
消費税差額	393	-
その他	132	371
営業外収益合計	1,150	15,988
営業外費用		
支払利息	34,980	28,100
増資関連費用	80,005	71,211
貸倒引当金繰入額	8,941	620,792
その他	134	22,815
営業外費用合計	124,061	742,920
経常損失()	643,487	1,552,601
特別利益		
投資有価証券売却益	-	63,288
特別利益合計	-	63,288
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	48,108	96
訴訟損失引当金繰入額	-	33,875
解約違約金	22,353	-
特別損失合計	70,461	33,972
税引前当期純損失()	713,949	1,523,285
法人税、住民税及び事業税	1,920	2,215
法人税等合計	1,920	2,215
当期純損失()	715,869	1,525,500

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	918,654	908,654	908,654	3,300,319	3,300,319	203	1,473,213	28,842	1,444,371
当期変動額									
新株の発行	1,206,767	1,206,767	1,206,767				2,413,534		2,413,534
当期純損失（　）				715,869	715,869		715,869		715,869
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								5,262	5,262
当期変動額合計	1,206,767	1,206,767	1,206,767	715,869	715,869	-	1,697,664	5,262	1,702,927
当期末残高	2,125,422	2,115,422	2,115,422	4,016,189	4,016,189	203	224,451	34,104	258,556

当事業年度（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	2,125,422	2,115,422	2,115,422	4,016,189	4,016,189	203	224,451	34,104	258,556
当期変動額									
新株の発行	1,011,861	1,011,861	1,011,861				2,023,722		2,023,722
当期純損失（　）				1,525,500	1,525,500		1,525,500		1,525,500
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								26,679	26,679
当期変動額合計	1,011,861	1,011,861	1,011,861	1,525,500	1,525,500	-	498,221	26,679	471,541
当期末残高	3,137,283	3,127,283	3,127,283	5,541,690	5,541,690	203	722,672	7,424	730,097

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、前事業年度において、新株予約権の行使等による資金調達により、債務超過は解消したものの、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、当事業年度においても、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業及びEX事業における受注活動の遅れにより、売上高は減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社では、新たな経営陣のもと、これらの状況を解消するための取組を継続しております。具体的には、MS事業における案件利益率の向上及びクリエイターの稼働管理の徹底、EX事業におけるマーチャンダイジング及びツアーやイベントの利益率の改善に加え、当事業年度に新たに開始した再生可能エネルギー事業において、系統用蓄電池設備の運転開始及び複数の電力市場（卸電力市場・需給調整市場・容量市場）を活用した安定的な収益の確保を進めることにより、中長期的な収益基盤の多様化及び安定化を図ってまいります。また、現状行っている資金調達を進めるほか、新たな資金調達も検討してまいります。

しかしながら、現時点においては、当該状況を解消するための対応策は実施途上又は検討中であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・未成業務支出金

個別法による原価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) MS事業

MS事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスのうち、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるサービスについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。一方、報告書等の成果物を提供するサービスについては、顧客に当該成果物を納品した時点で顧客が当該成果物に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該納品時点で収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(3) 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、発電設備等の販売を行っております。発電設備等の販売は、顧客との契約に基づき発電設備等を引き渡し、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

（投資有価証券の評価）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	4,982	3,000

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）（投資有価証券の評価）2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
短期金銭債権	344,904千円	- 千円
短期金銭債務	210,291	-

2 当社においては、前事業年度末において運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しておりましたが、当事業年度において解約しております。これらの契約に基づく前事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年6月30日)	当事業年度 (2026年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	90,000千円	- 千円
借入実行残高	90,000	-
差引額	-	-

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	当事業年度 (自 2025年7月1日 至 2026年6月30日)
給与手当	82,748千円	84,555千円
業務委託費	109,742	229,561
貸倒引当金繰入額	10,986	81,629
おおよその割合		
販売費	20.5%	36.3%
一般管理費	79.5%	63.7%

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示していた「役員報酬」及び「販売促進費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より主要な費目として表示しておりません。なお、前事業年度の「役員報酬」は58,200千円、「販売促進費」は67,311千円であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2025年 6 月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
関連会社株式	13,996
合計	13,996

当事業年度 (2026年 6 月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
関連会社株式	13,996
合計	13,996

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 6 月30日)	当事業年度 (2026年 6 月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	764,363千円	975,598千円
貸倒引当金	172,184	393,367
減損損失	137,679	121,684
前払費用	109,744	109,744
未収入金	64,374	64,374
関係会社事業損失引当金	15,163	15,194
投資有価証券評価損	13,983	6,322
資産除去債務	377	267
その他	4,762	13,821
繰延税金資産小計	1,282,633	1,700,375
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	764,363	975,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	518,269	724,777
評価性引当額小計	1,282,633	1,700,375
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係)

2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

（系統用蓄電池設備の完工及び運用の開始）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（系統用蓄電池設備の完工及び運用の開始）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（業務提携及び特別高圧蓄電池プラント事業への参画）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（業務提携及び特別高圧蓄電池プラント事業への参画）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（業務提携及び資金調達）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（業務提携及び資金調達）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（固定資産の取得）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（固定資産の取得）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（業務提携及び新たな事業の開始）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（業務提携及び新たな事業の開始）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（固定資産の保有目的の変更）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（固定資産の保有目的の変更）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（販売用不動産の売却）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）（販売用不動産の売却）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	土地	-	90,000	-	-	90,000	-
	建設仮勘定	-	665,253	50,617	-	614,635	-
	計	-	755,253	50,617	-	704,635	-

(注)「当期末残高」は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	582,254	702,890	468	1,284,676
関係会社事業損失引当金	48,108	96	-	48,204
受注損失引当金	-	137,190	-	137,190
訴訟損失引当金	-	33,875	-	33,875

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

訴訟

「1 連結財務諸表等 (2) その他 訴訟」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.birdman.ne.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第13期）（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）2025年9月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年9月29日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第14期中）（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）2026年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年7月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年7月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年7月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年8月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年8月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年9月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年9月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年12月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2025年12月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

2026年1月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

2026年4月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（臨時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年4月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2026年5月20日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2026年5月20日関東財務局長に提出。

2026年5月20日提出の臨時報告書（当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に係る訂正報告書であります。

(6) 有価証券届出書（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）及びその添付書類

2026年3月5日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年9月29日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdman及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度に売上高が著しく減少し、当連結会計年度においても売上高が減少するとともに、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Birdmanの2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Birdmanが2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
 - ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
 - ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。
- 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月29日

株式会社Birdman

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Birdmanの2025年7月1日から2026年6月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdmanの2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に売上高が著しく減少し、当事業年度においても売上高が減少するとともに、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社 (有価証券報告書提出会社) が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。